

# 太良町高齢者福祉計画2026



令和6年3月

太 良 町

# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 . . . . . 1
- 2 計画の位置づけ . . . . . 2
- 3 計画の期間 . . . . . 4
- 4 計画の策定・管理に向けた取り組み及び体制 . . . . . 4

## 第2章 高齢者を取り巻く太良町の現状

- 1 人口・世帯数の状況 . . . . . 5
- 2 高齢者の実態と意向 . . . . . 10
- 3 将来人口の見通し . . . . . 21

## 第3章 高齢者福祉の基本的な考え方

- 1 高齢者福祉の将来像 . . . . . 24
- 2 高齢者福祉の基本目標 . . . . . 24
- 3 高齢者福祉の施策体系 . . . . . 26
- 4 太良町地域包括ケアシステムの機能と整備時期 . . . . . 27

## 第4章 高齢者福祉の取り組み

- 1 高齢者が安心して暮らせる仕組みづくり . . . . . 28
- 2 高齢者がいきいきと暮らせる環境づくり . . . . . 33
- 3 高齢者が自分の将来を考え意思を表出できる社会づくり . . . . . 37

## 資料編

- 1 太良町高齢者福祉計画策定委員会設置要綱 . . . . . 39
- 2 太良町高齢者福祉計画策定委員会 委員名簿 . . . . . 41
- 3 計画策定の経緯 . . . . . 41

# 第1章 計画策定にあたって

## I 計画策定の趣旨

平成20(2008)年の1億2,808万人をピークに、既に人口減少過程に入っている我が国の総人口は、令和2(2020)年には1億2,615万人、高齢化率は28.6%となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計(令和5年推計)によれば、今後、人口減少はさらに加速し、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22(2040)年には総人口1億1,284万人にまで減少するとともに、高齢化率は34.8%にまで上昇することが予測されています。

今後20年間で、我が国の生産年齢人口(15~64歳)は1,300万人減少する一方で、高齢者人口は330万人も増加し、高齢者人口のピークの時期を迎えることになります。高齢者の中でも、前期高齢者(65~74歳)人口については、令和22(2040)年までの20年間で40万人が減少するのに対し、特に介護需要が高まる後期高齢者(75歳以上)人口については370万人の増加となります。

このように、令和22(2040)年に向けた今後20年間で、我が国の人口規模や人口構造は大きく変化することから、令和22(2040)年を見据えた中長期的な視点からの取り組みが求められる状況となっています。

こうした状況の中、医療・介護(予防)・生活支援サービスを切れ目なく提供し、高齢者の地域生活を支援する「地域包括ケアシステム」の推進を図るとともに、さらに広い視点からは、地域で暮らすすべての人々が一人ひとりの暮らしと生きがいとともに創り、高め合う社会(地域共生社会)の実現という視点がますます重要になっています。

本町では、高齢者福祉施策の方向性を示す計画として、令和3(2021)年度~令和5(2023)年度を計画期間とする「太良町高齢者福祉計画2023」を策定し、これに基づく施策の展開を図ってきたところです。

この計画は3年毎の見直しが定められた法定計画であることから、本町における高齢者福祉を取り巻く状況の変化や高齢社会における諸課題に対応するため、計画の見直しをする必要があります。

計画の見直しにあたっては、「太良町高齢者福祉計画2023」の基本的な考え方や成果を継承しつつ、本町に暮らす高齢者が住み慣れた地域において自分らしく安心して暮らしていけるよう、さまざまな課題に取り組んでいくための計画として「太良町高齢者福祉計画2026」(以下「本計画」という。)を策定します。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的位置づけ

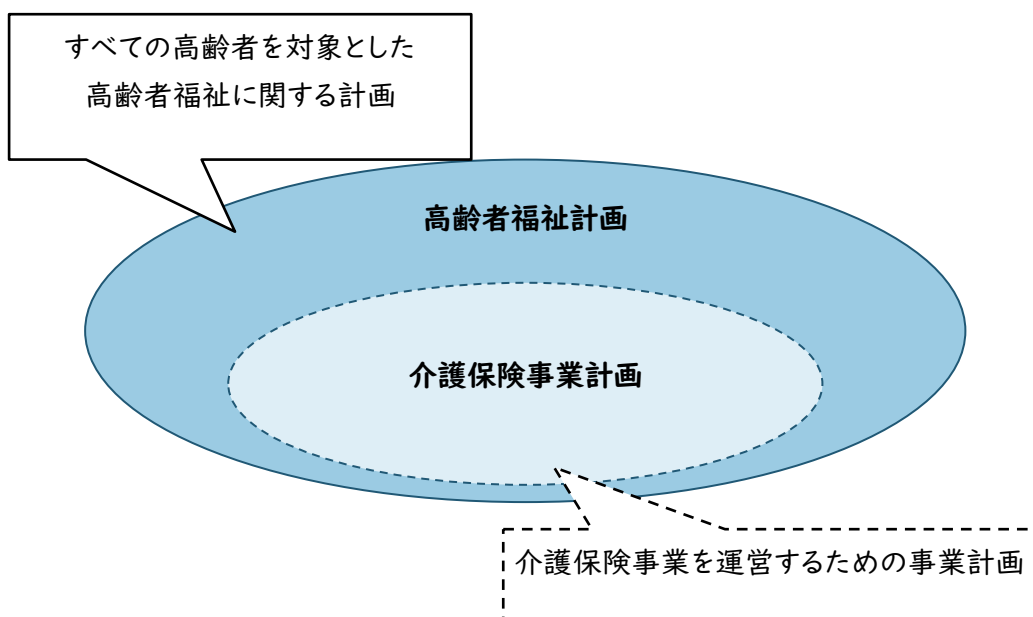
本計画は、高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定する計画です。

老人福祉法 第20条の8
市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

高齢者に関する計画としては、この他に「介護保険事業計画」がありますが、これについては介護保険法（第117条第1項）の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として位置づけられるものです。本町においては、杵藤地区広域市町村圏組合が広域の計画として策定することになっています。

介護保険法 第117条第1項
市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

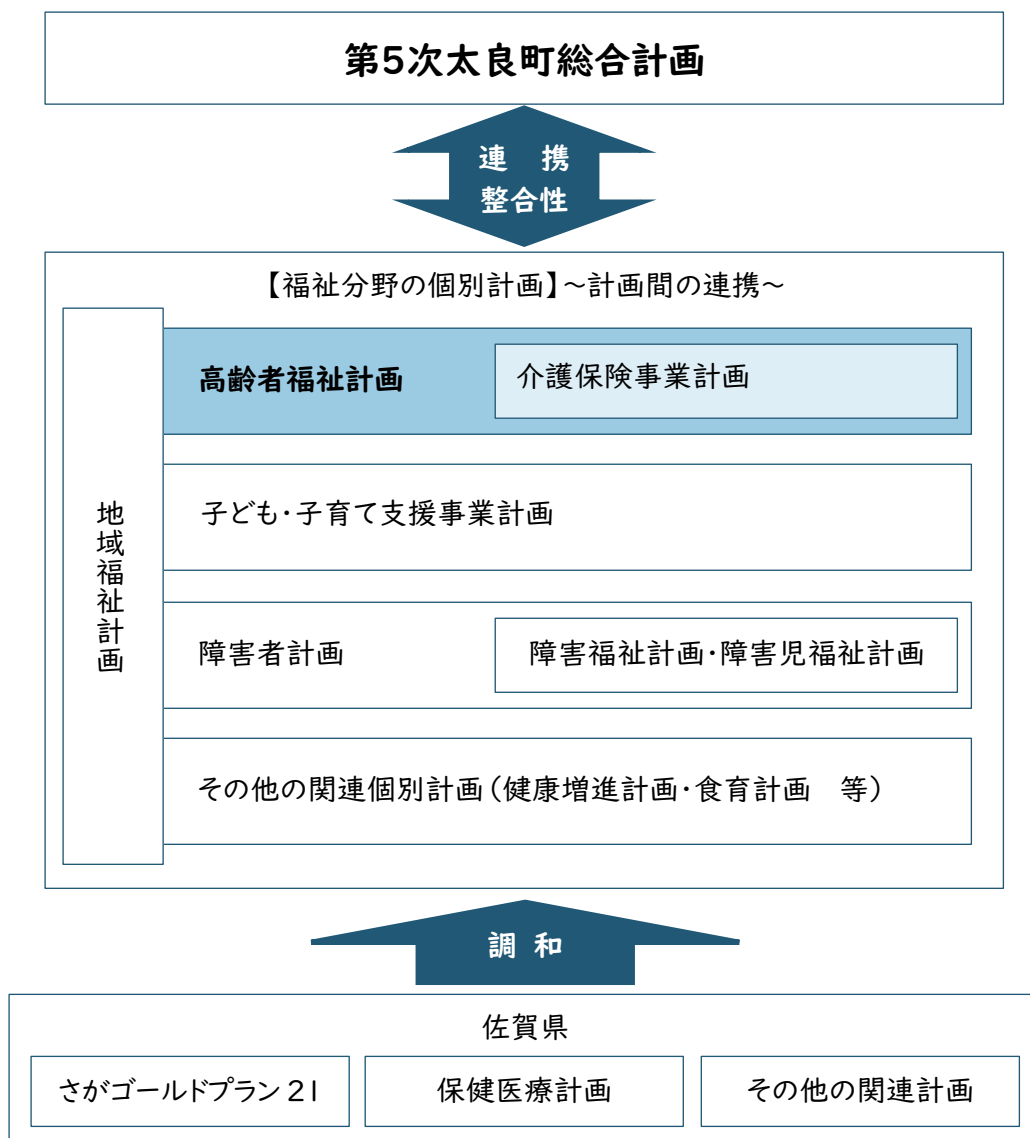
本計画は、その目的、対象及び内容において、「介護保険事業計画」を包括する上位の計画として位置づけられ、介護保険給付対象者のみならず、すべての高齢者を対象に（介護保険サービス以外の）高齢者福祉事業全般に関する総合的な計画です。



## (2) 他の計画との関係

本計画は、本町における最上位計画である「第5次太良町総合計画」との整合を図り、高齢者福祉施策の基本的指針となるべきものとしします。

また、高齢者福祉のみならず、障害者関連計画等を含めた福祉分野の各種計画やその他関連計画の他、国・県の上位計画・関連計画との整合を図りながら策定するものです。



### 3 計画の期間

本計画は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3か年計画です。



【2040年問題】我が国の高齢者人口がピークに達し、労働力不足の深刻化、社会保障制度の危機、介護離職者の増加等が危惧されている。

### 4 計画の策定・管理に向けた取り組み及び体制

#### (1) 高齢者要望等実態調査による意向の確認

本計画の策定にあたっては、杵藤地区広域市町村圏組合が本町を含む圏域内の高齢者の方々等を対象に実施したアンケート(令和4年12月～令和5年2月)の結果を基に意向を確認しました。

#### (2) 太良町高齢者福祉計画策定委員会の設置

本町では、老人福祉関係団体、社会福祉協議会、老人福祉施設、民生委員・児童委員協議会の各代表の他、知識経験者や公募による委員の参画により、本計画策定に向けての検討・審議をいただくための「太良町高齢者福祉計画策定委員会」を設置しました。

#### (3) パブリックコメントの実施

本計画に住民意向を広く反映する観点から、本計画(素案)に対するパブリックコメントを実施しました。(令和6年2月20日～令和6年3月4日)

#### (4) 計画の進行管理

計画の実施状況の把握と進行管理については、毎年度点検・評価を行い、課題分析を行うものとします。

## 第2章 高齢者を取り巻く太良町の現状

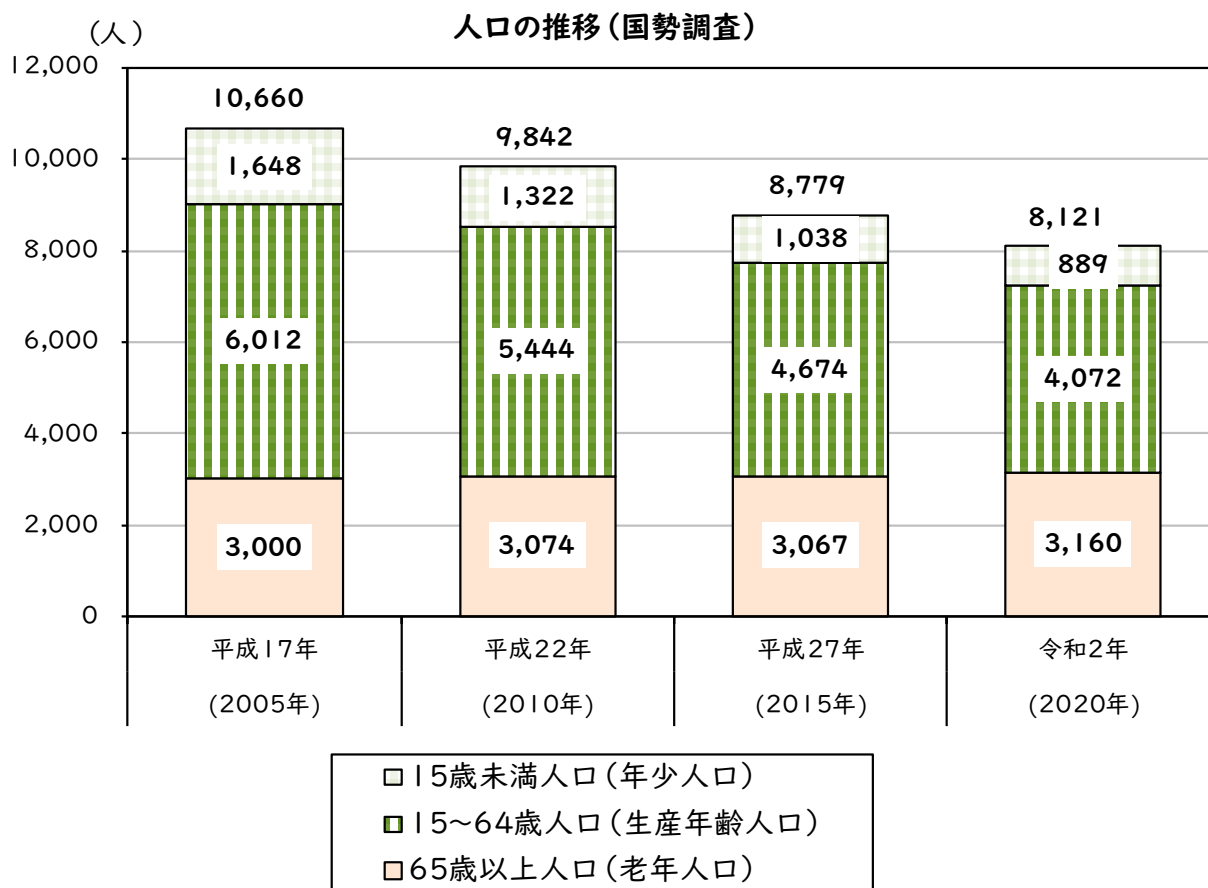
### 1 人口・世帯数の状況

#### (1) 人口・世帯数(国勢調査)

本町の人口は、減少傾向の中で推移しており、平成17(2005)年の10,660人から令和2(2020)年には8,121人へと、この15年間で23.8%の人口減となっています。

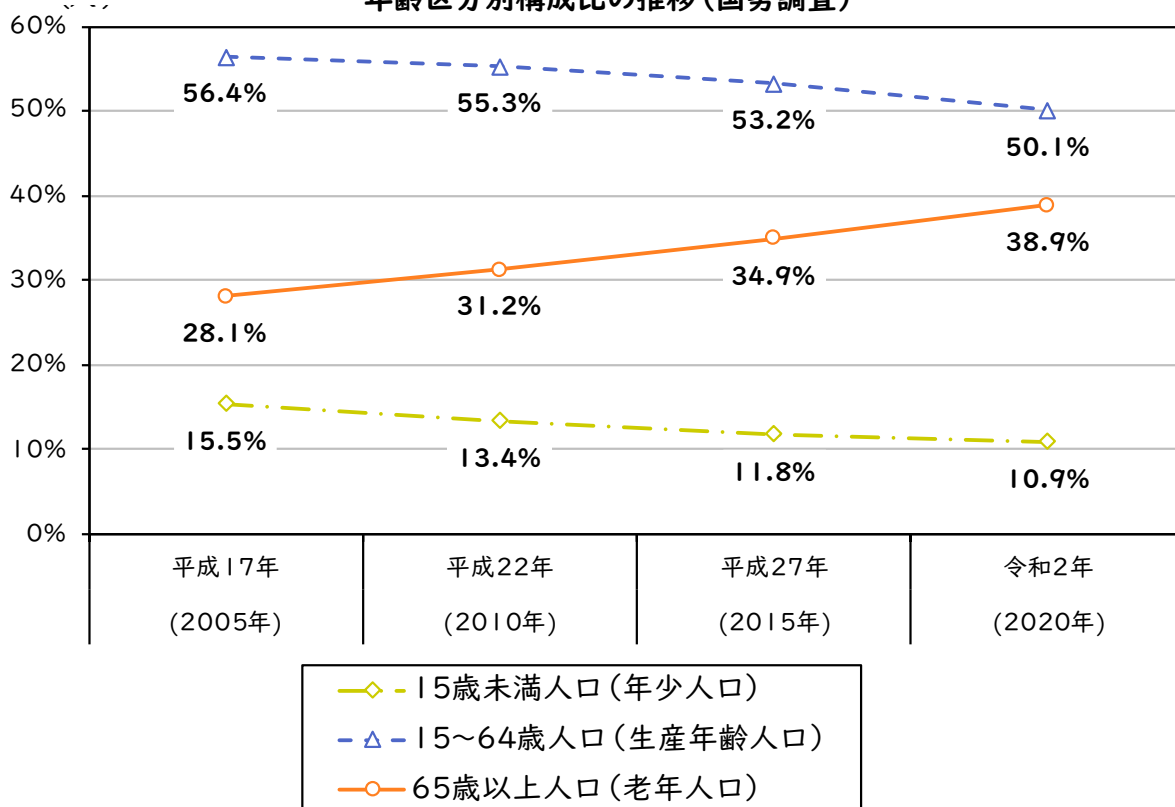
この間、15歳未満人口(年少人口)、15~64歳人口(生産年齢人口)については、総人口同様に減少傾向で推移しており、令和2(2020)年にはそれぞれ889人(約46.1%減少)、4,072人(32.3%減少)となっています。

一方、65歳以上人口(老年人口=高齢者人口)については、平成17(2005)年の3,000人から令和2(2020)年には3,160人へと5.3%の増加となっています。



こうした年齢区分別の人口について、総人口に対する構成比としてみると、15歳未満人口(年少人口)、15~64歳人口(生産年齢人口)は減少傾向で推移しており、令和2(2020)年にはそれぞれ10.9%、50.1%となっているのに対し、65歳以上人口(老年人口)については増加傾向で推移しており、令和2(2020)年には38.9%に達しています。

年齢区分別構成比の推移 (国勢調査)

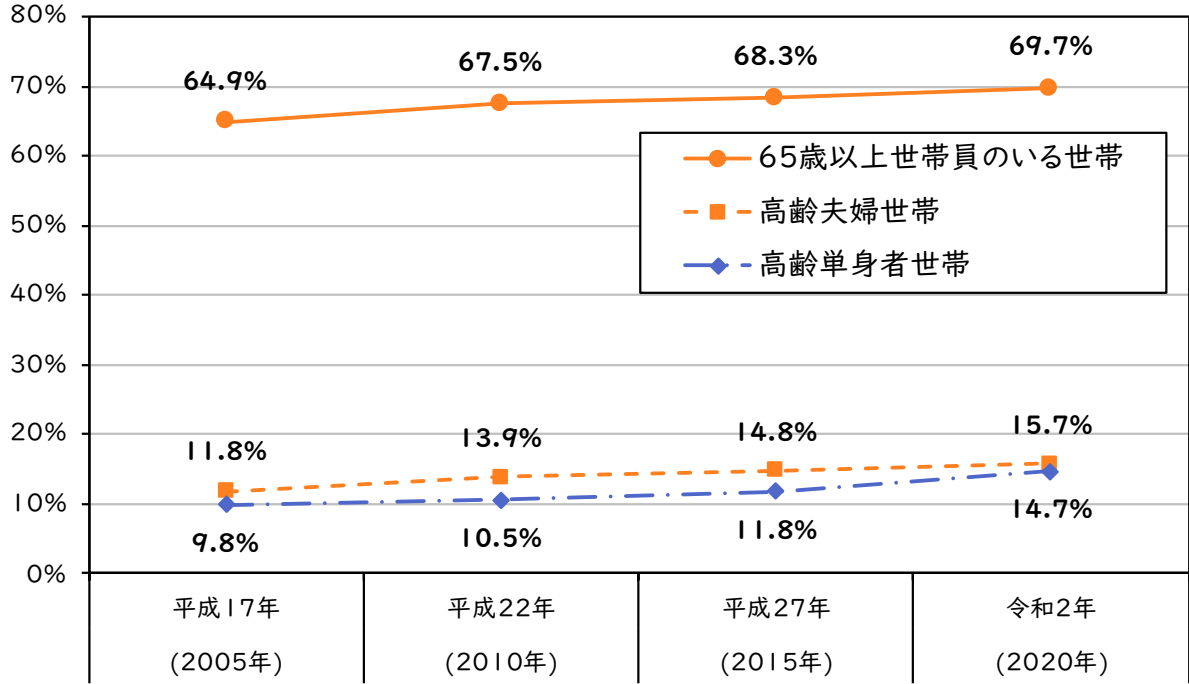


一般世帯数については、人口減少に伴い、緩やかに減少しており、令和2(2020)年には 2,777 世帯となっています。

65 歳以上のいる世帯数は、平成17(2005)年以降はあまり変化しておらず、令和2(2020)年で 1,936 世帯、このうち、高齢夫婦世帯は平成17(2005)年の 353 世帯から令和2(2020)年には 436 世帯に増加、また、高齢者単身世帯も平成17(2005)年の292世帯から令和2(2020)年には407世帯に増加しています。

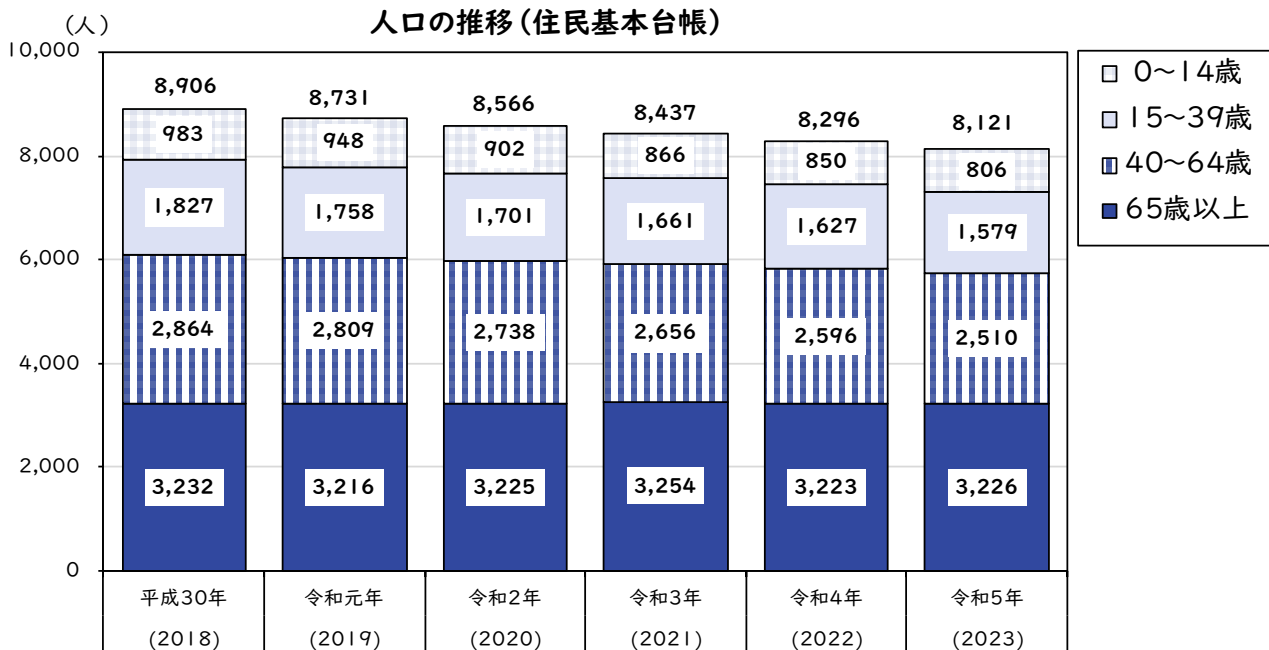
	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
一般世帯数	2,983	2,916	2,829	2,777
65歳以上世帯員のいる世帯	1,935	1,969	1,933	1,936
高齢夫婦世帯	353	404	418	436
高齢単身世帯	292	307	334	407
一般世帯数(構成比)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
65歳以上世帯員のいる世帯	64.9%	67.5%	68.3%	69.7%
高齢夫婦世帯	11.8%	13.9%	14.8%	15.7%
高齢単身世帯	9.8%	10.5%	11.8%	14.7%

高齢者のいる世帯（構成比）の推移



## (2) 人口（住民基本台帳）

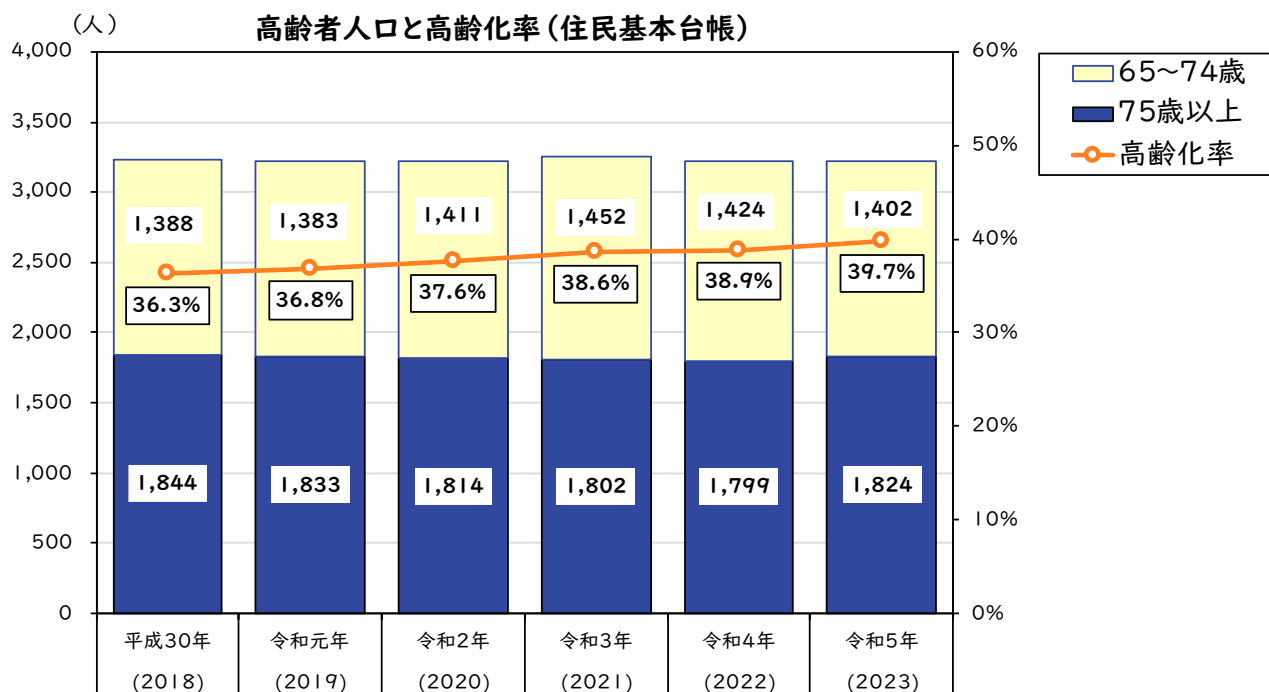
住民基本台帳で平成30（2018）年以降の人口動向についてみると、一貫した減少傾向で推移しており、平成30（2018）年の8,906人から令和5（2023）年には8,121人へと5年間で8.8%の減少となっています。



資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

高齢者人口については、3,232 人から 3,226 人へと5年間でわずか 0.2%の減少となっています。

このように、高齢者人口に比べて総人口が減少していることにより、高齢化率は平成30(2018)年の 36.3%から令和5(2023)年には 39.7%へと5年間で 3.4%の増加となっています。



資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

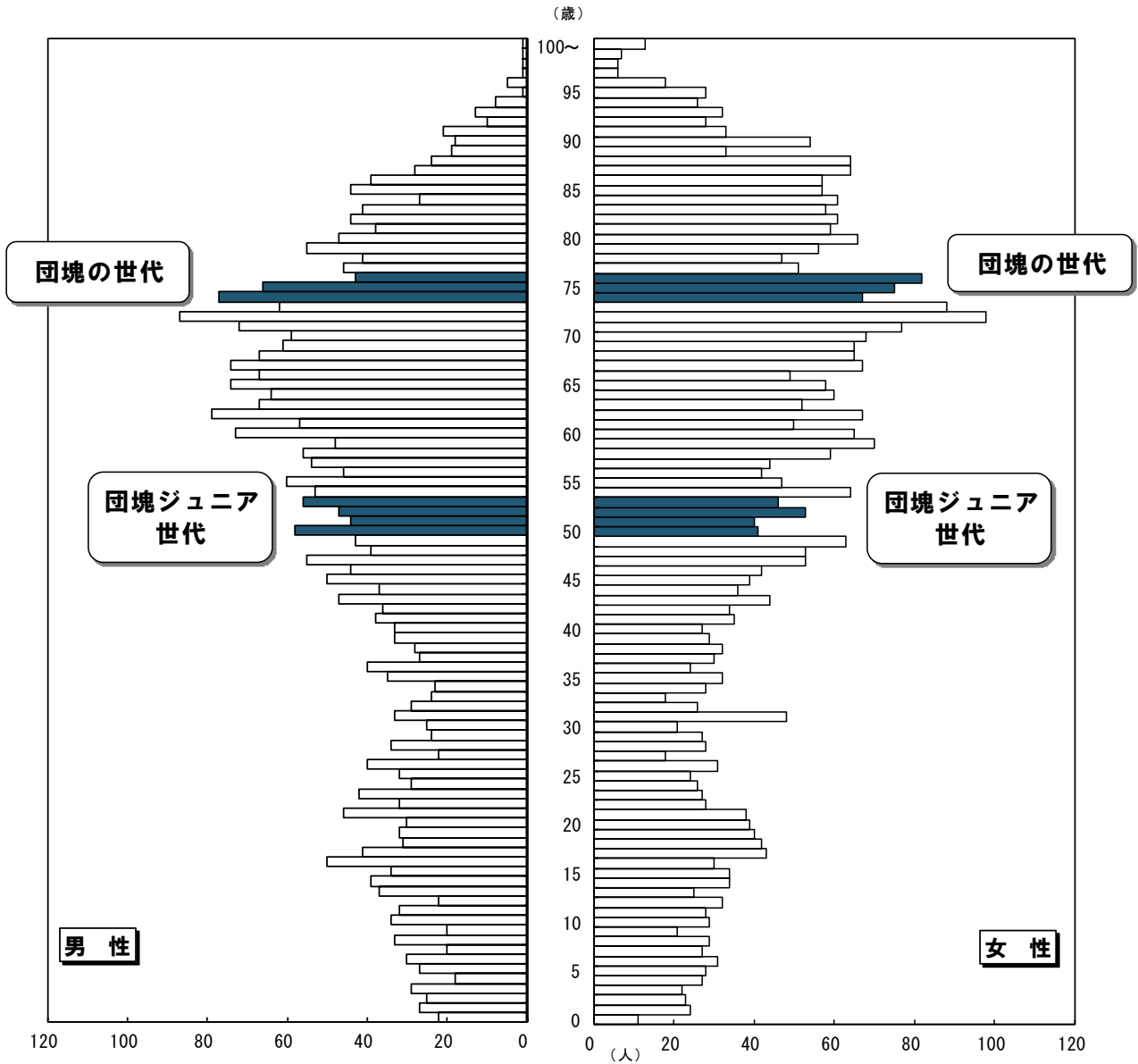
高齢者人口	住民基本台帳					
	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
65歳以上	3,232	3,216	3,225	3,254	3,223	3,226
65~74歳	1,388	1,383	1,411	1,452	1,424	1,402
75歳以上	1,844	1,833	1,814	1,802	1,799	1,824
65歳以上	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
65~74歳	42.9%	43.0%	43.8%	44.6%	44.2%	43.5%
75歳以上	57.1%	57.0%	56.2%	55.4%	55.8%	56.5%

本町の令和5(2023)年の人口構造を人口ピラミッドとして示すと次のようになっています。

本町では団塊の世代よりも2~3年後の世代が最大規模の人口集団を形成しているとともに、全国的には団塊の世代と並ぶ人口集団である団塊ジュニア世代については特段大きな人口規模とはなっていない状況です。

いずれにしても、こうした人口ピラミッドからも、本町の人口が今後長期的に減少していくことが推察されます。

### 太良町 人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和5年9月30日現在）

## 2 高齢者の実態と意向

ここでは、「第9期杵藤地区広域市町村圏組合介護保険事業計画」の策定にあたり、杵藤地区広域市町村圏組合を構成する、武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町及び太良町の3市4町の高齢者の方々等を対象に実施されたアンケート(令和4年12月～令和5年2月)の結果に基づき、杵藤地区広域全体と太良町の高齢者の実態等を示します。

### (1) アンケート調査の概要

アンケート調査の種類とその配布・回収状況(杵藤地区広域全体)については、次のとおりです。

調査名	対象者	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上の高齢者 (要支援者を含む)	5,000票	2,885票	57.7%
在宅介護実態調査	「在宅」で生活している 要介護者	600票	531票	88.5%

※本町の回収数は、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査が146票、在宅介護実態調査が34票です。

※本アンケートについては、介護保険事業計画策定の保険者単位での基礎資料とすることを主眼として実施されたものであり、そのために本町のみでの回収サンプル数としてみると統計的に十分なものではありませんが、参考データとして以下に示すものとします。

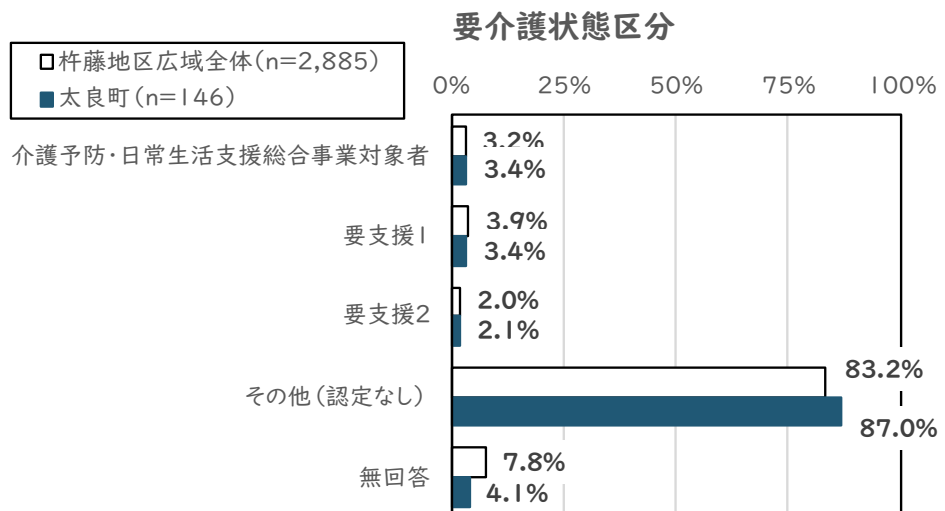
#### 【調査の方法】

- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査: 郵送による配布・回収
- ・在宅介護実態調査: 介護支援専門員による聞き取り調査

### (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から

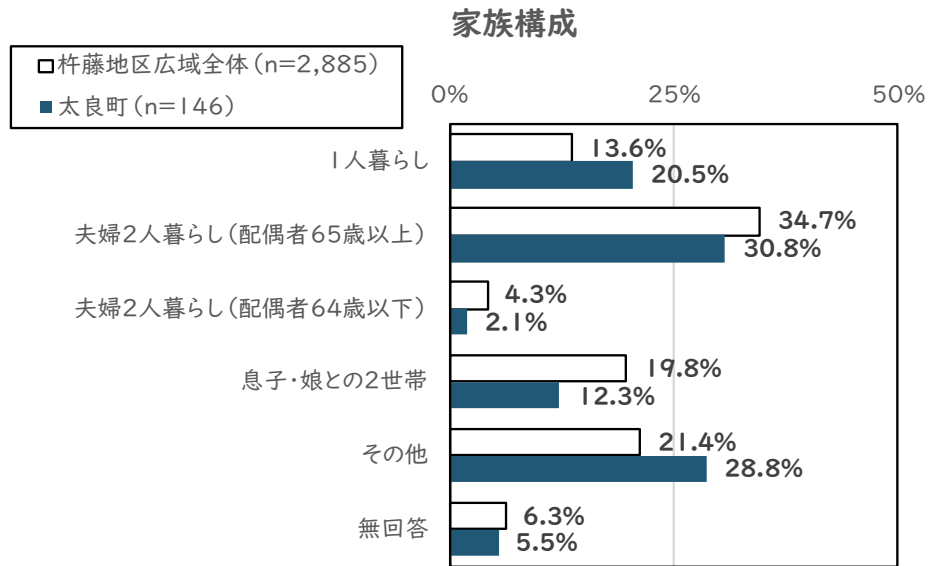
#### ① 要介護状態区分

回答者の要介護状態区分については、87.0%が介護認定を受けていない“その他(認定なし)”の方となっています。



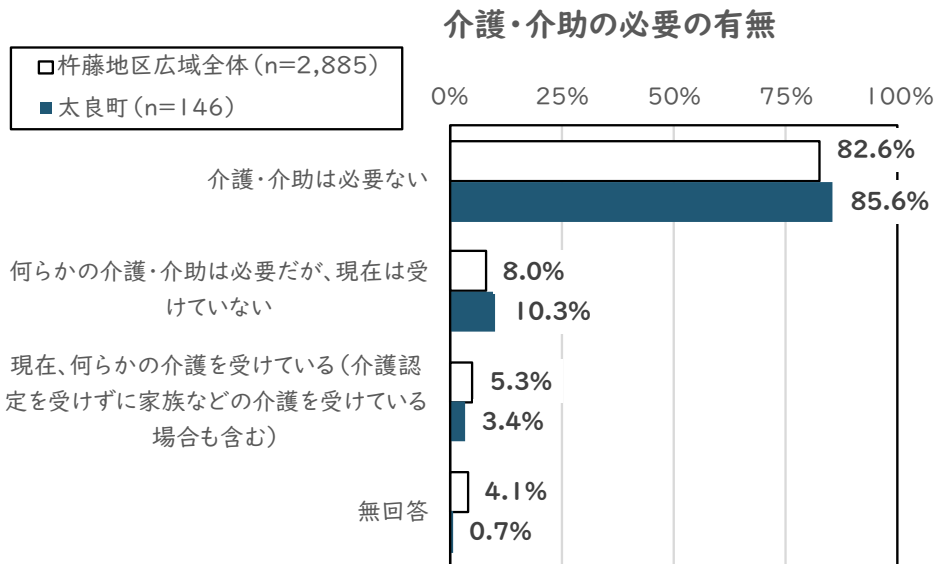
## ②家族構成

家族構成については、“夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）”が最も多く、30.8%となっています。



## ③介護・介助の必要の有無

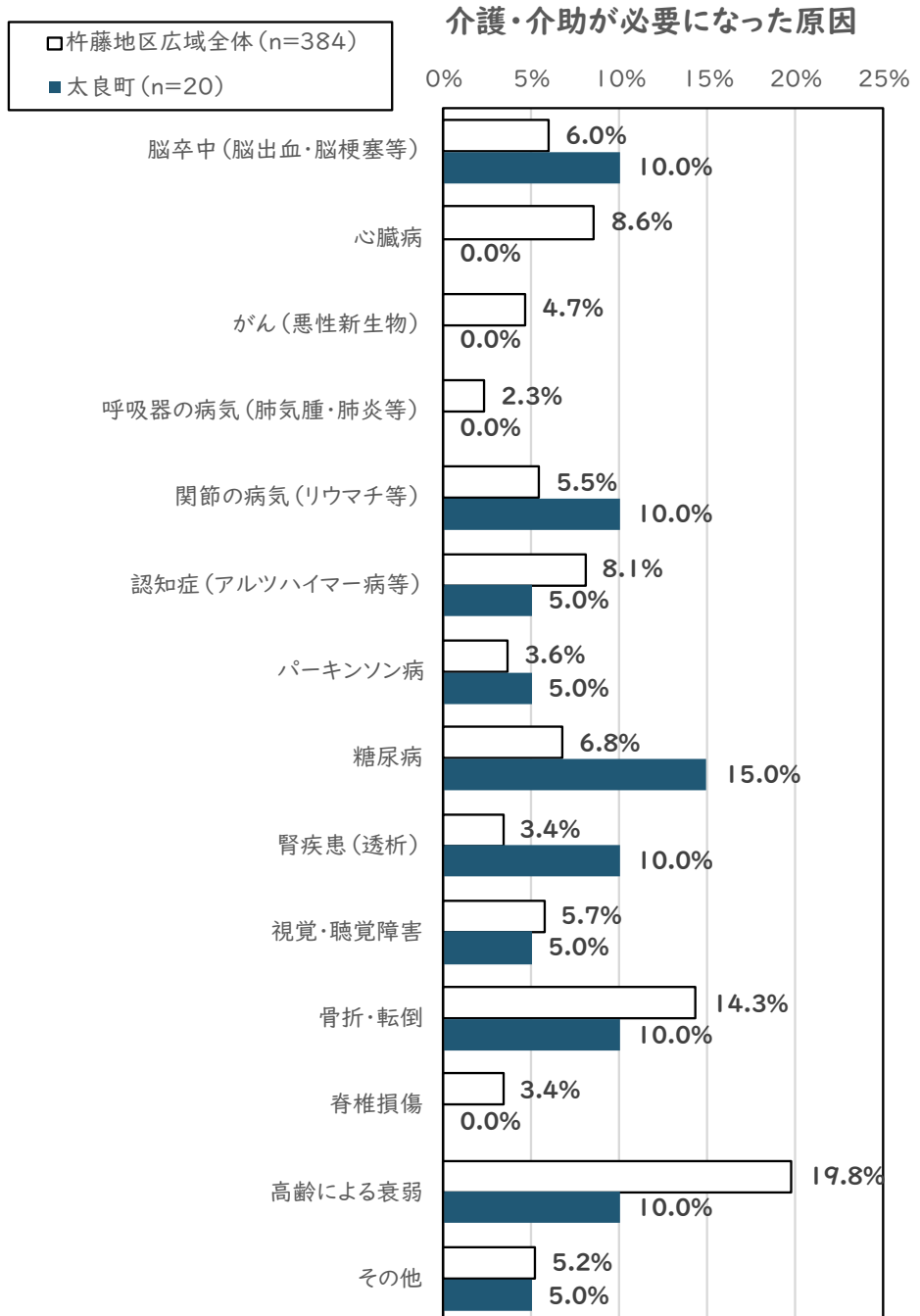
85.6%が“介護・介助は必要ない”状況です。



#### ④介護・介助が必要になった原因

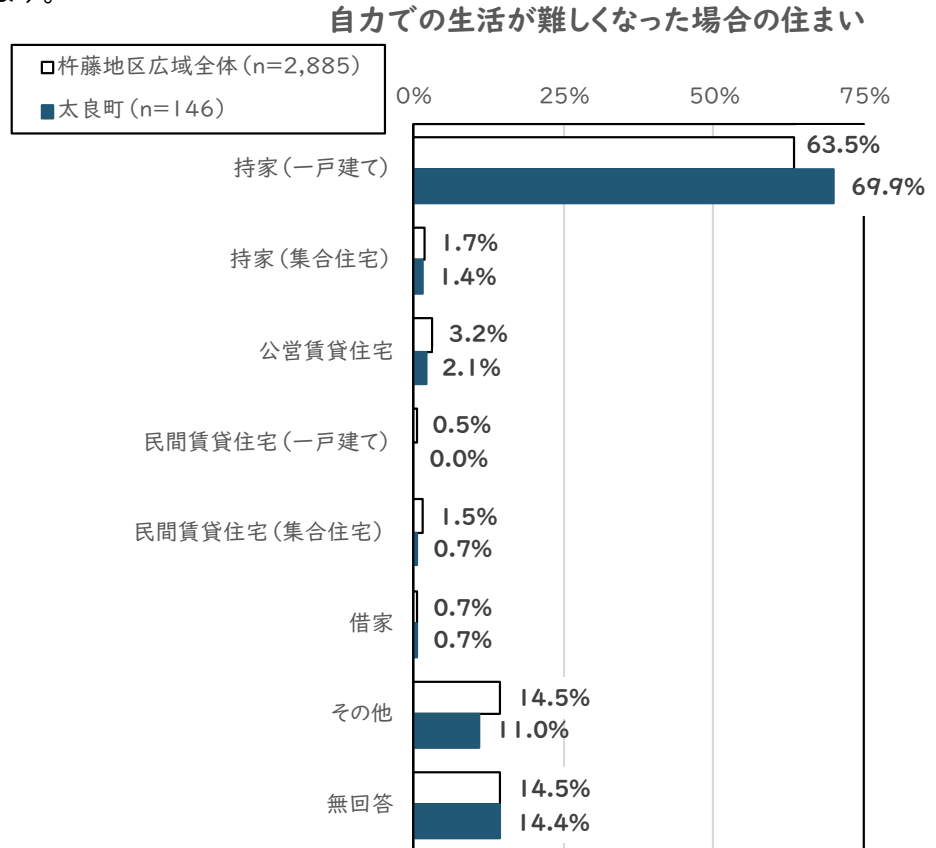
※「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」または「現在、何らかの介護・介助を受けている」と回答した方のみ

介護・介助が必要になった原因としては、“糖尿病”が最も多く、次いで“脳卒中(脳出血・脳梗塞等)”、“関節の病気(リウマチ等)”、“腎疾患(透析)”、“骨折・転倒”、“高齢による衰弱”となっています。



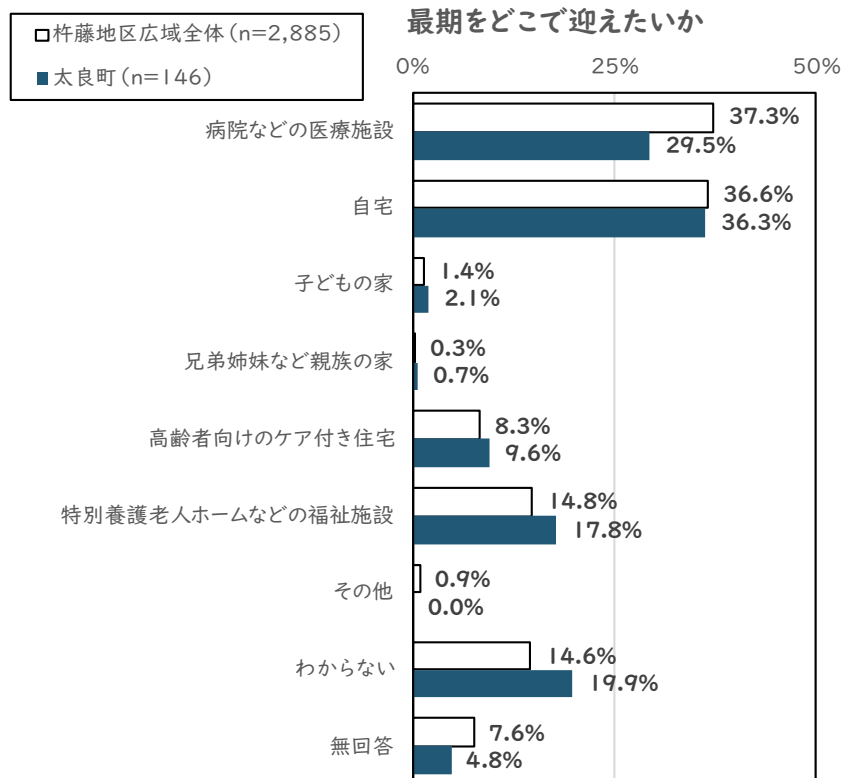
### ⑤自力での生活が難しくなった場合の住まい

自力での生活が難しくなった場合の住まいについては、“持ち家（一戸建て）”が最も多く、69.9%を占めています。



### ⑥最期をどこで迎えたいか

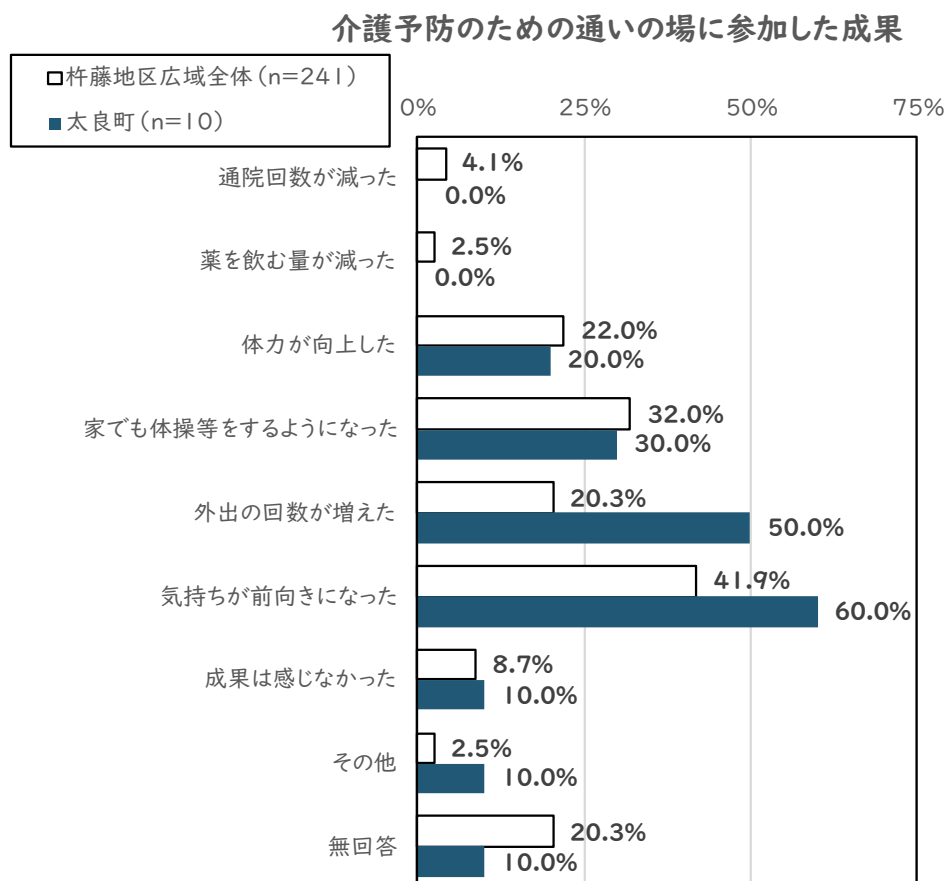
最期を迎えたいところについては、“自宅”が 36.3%と最も多く、次いで“病院などの医療施設”が 29.5%となっています。



### ⑦介護予防のための通いの場に参加した成果

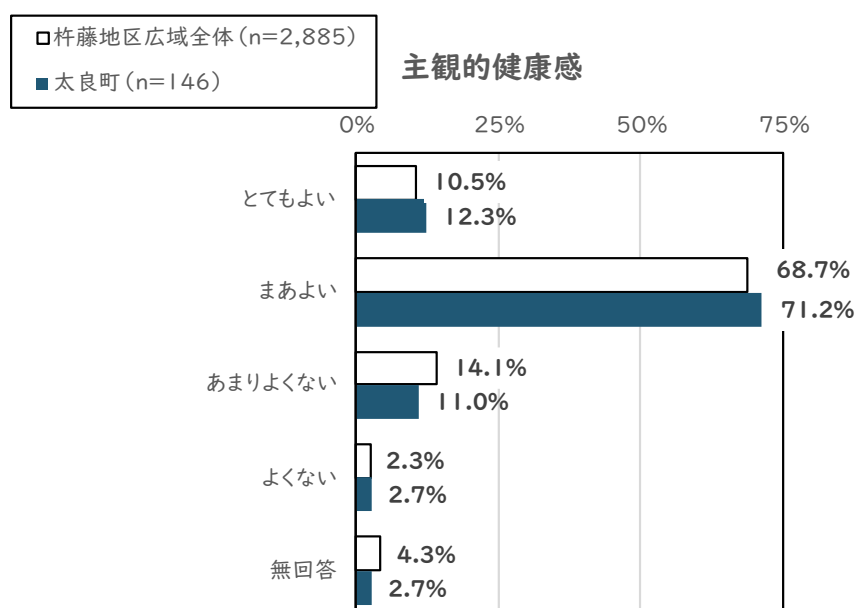
※介護予防のための通いの場に参加したことがあると回答した方のみ

介護予防のための通いの場に参加した成果としては、“気持ちが前向きになった”が60.0%で最も多く、また、“成果は感じなかった”という方は10.0%と極めて少ない状況です。



### ⑧主観的健康感

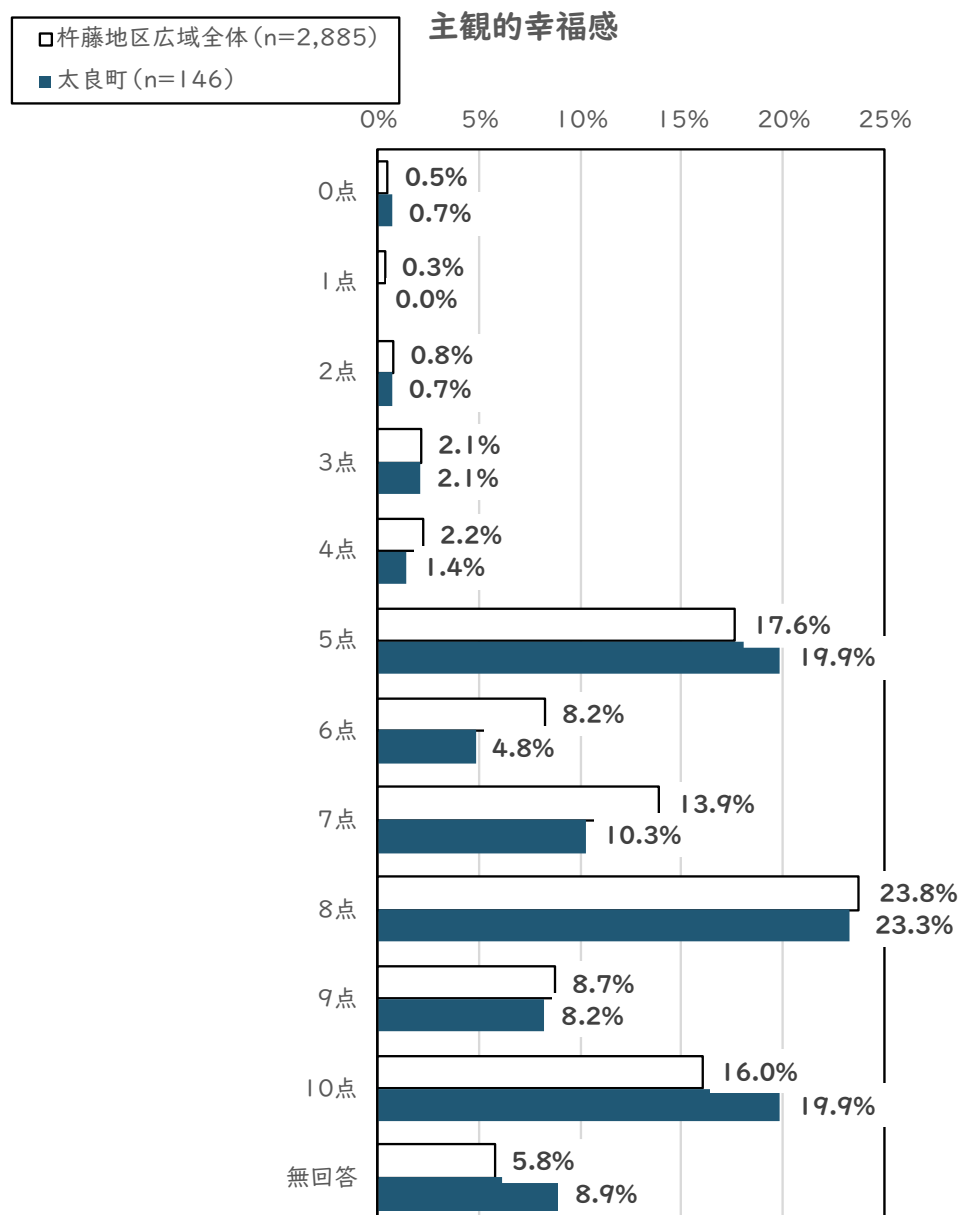
主観的健康観としては、“まあよい”が71.2%で最も多く、次いで“とてもよい”が12.3%となっており、これらを合わせた83.5%の方がご自身で健康だと感じています。



## ⑨主観的幸福感

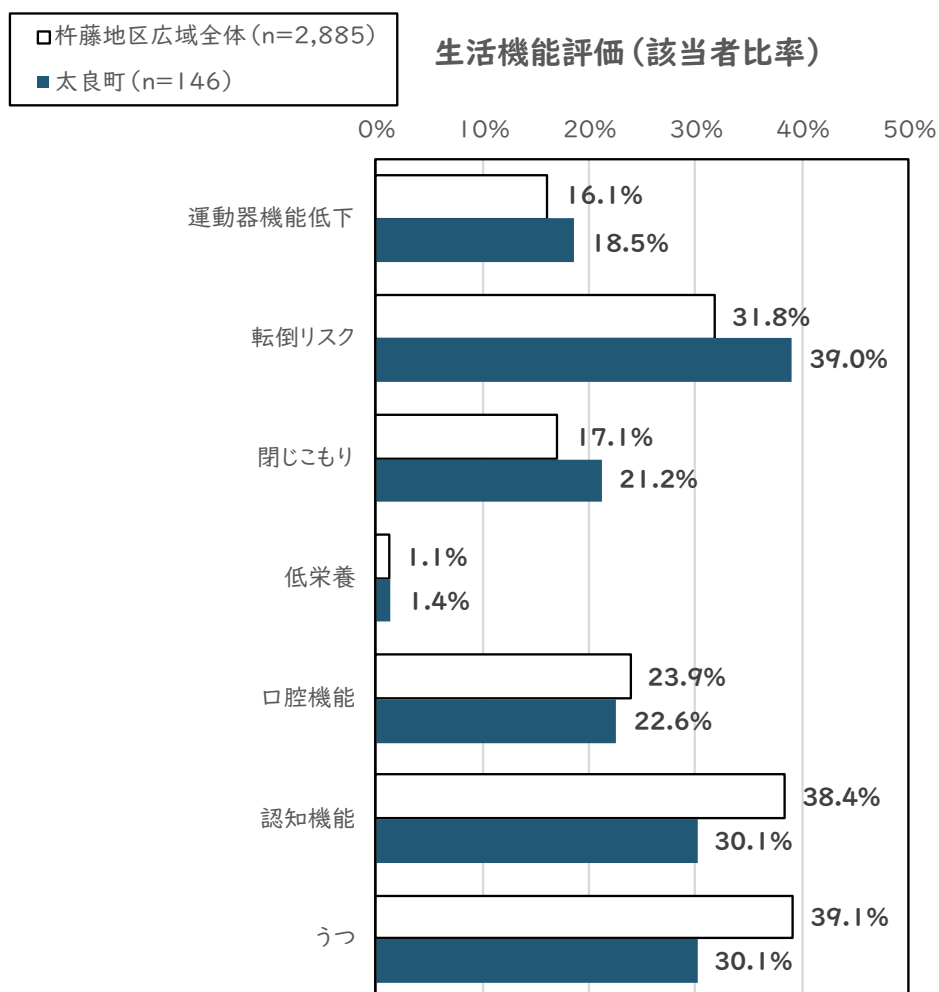
主観的幸福感(0~10点満点)については“8点”が23.3%で最も多く、また、5人に1人(19.9%)の方が“10点”と回答しています。

主観的幸福感の平均は7.4点となっており、杵藤地区広域全体の平均7.2点よりも高い状況です。



## ⑩生活機能評価(該当者比率)

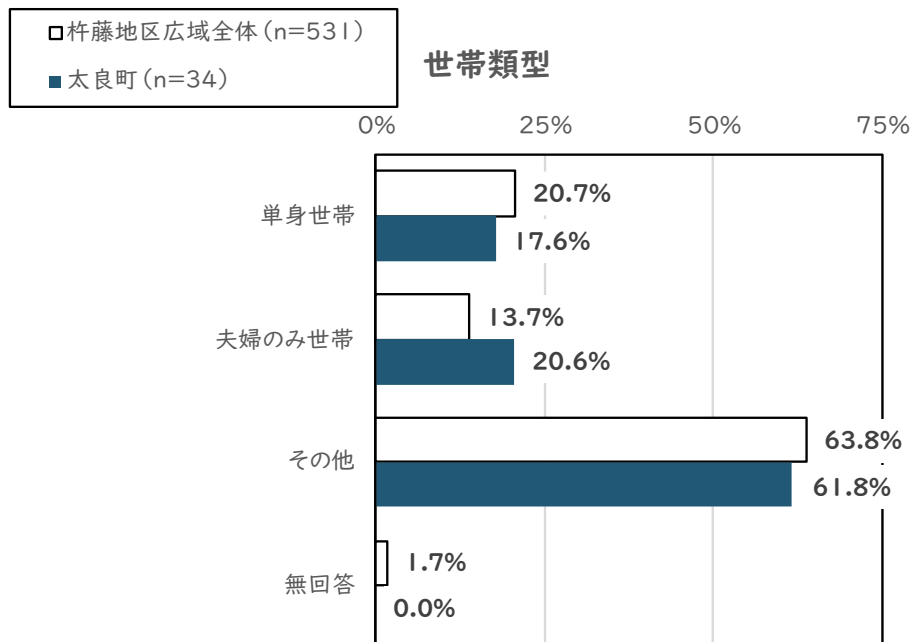
生活機能評価の結果をみると、“運動器機能低下”、“転倒リスク”、“閉じこもり”の3項目について杵藤地区広域全体に比べて該当者比率が高くなっています。



### (3) 在宅介護実態調査から

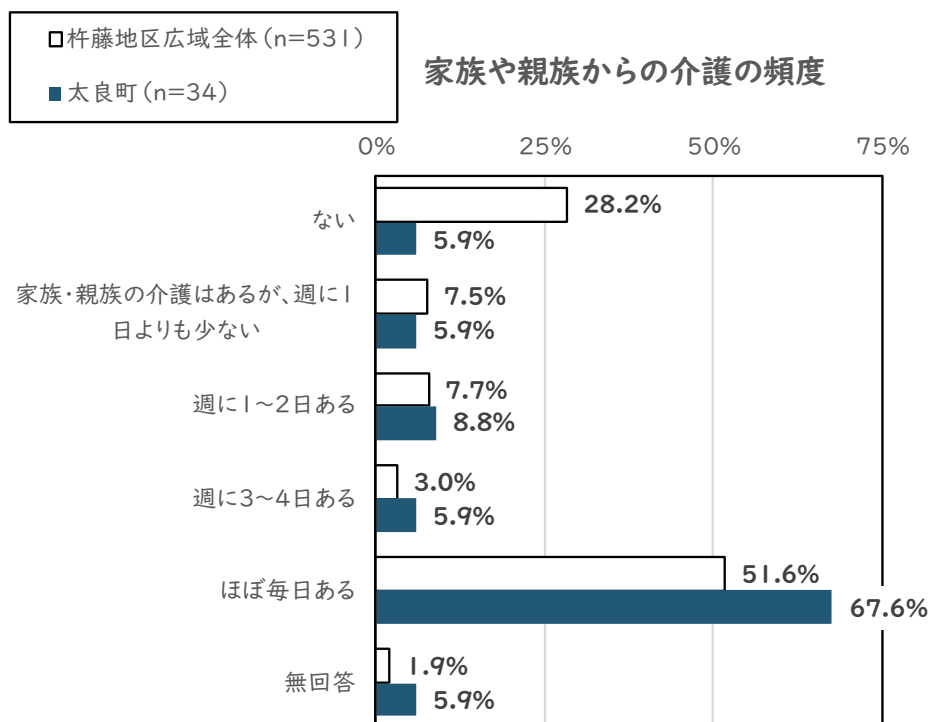
#### ① 世帯類型

“単身世帯”が17.6%、“夫婦のみ世帯”が20.6%で、これ以外の61.8%が“その他”（子どもとの同居）となっています。



#### ② 家族や親族からの介護の頻度

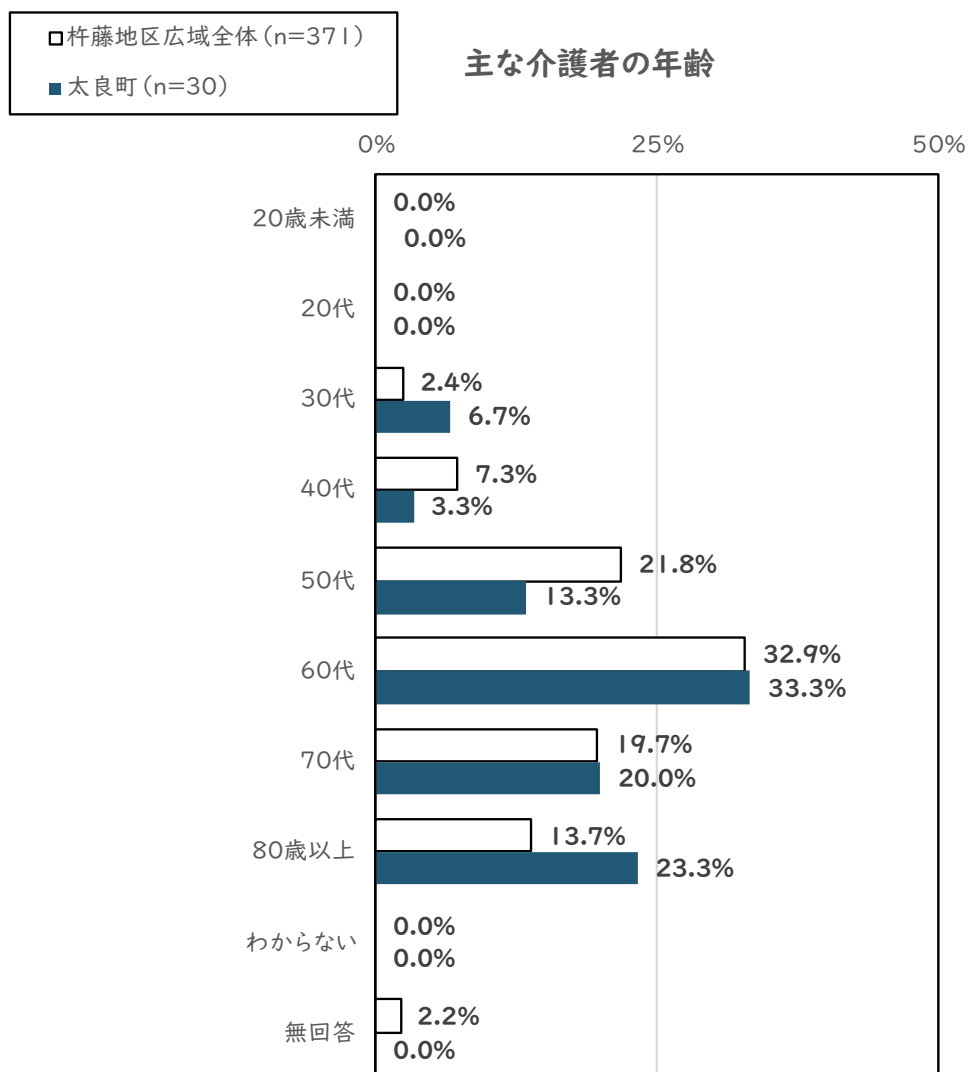
家族や親族からの介護の頻度は、“ほぼ毎日ある”が67.6%で最も多くなっています。



### ③主な介護者の年齢

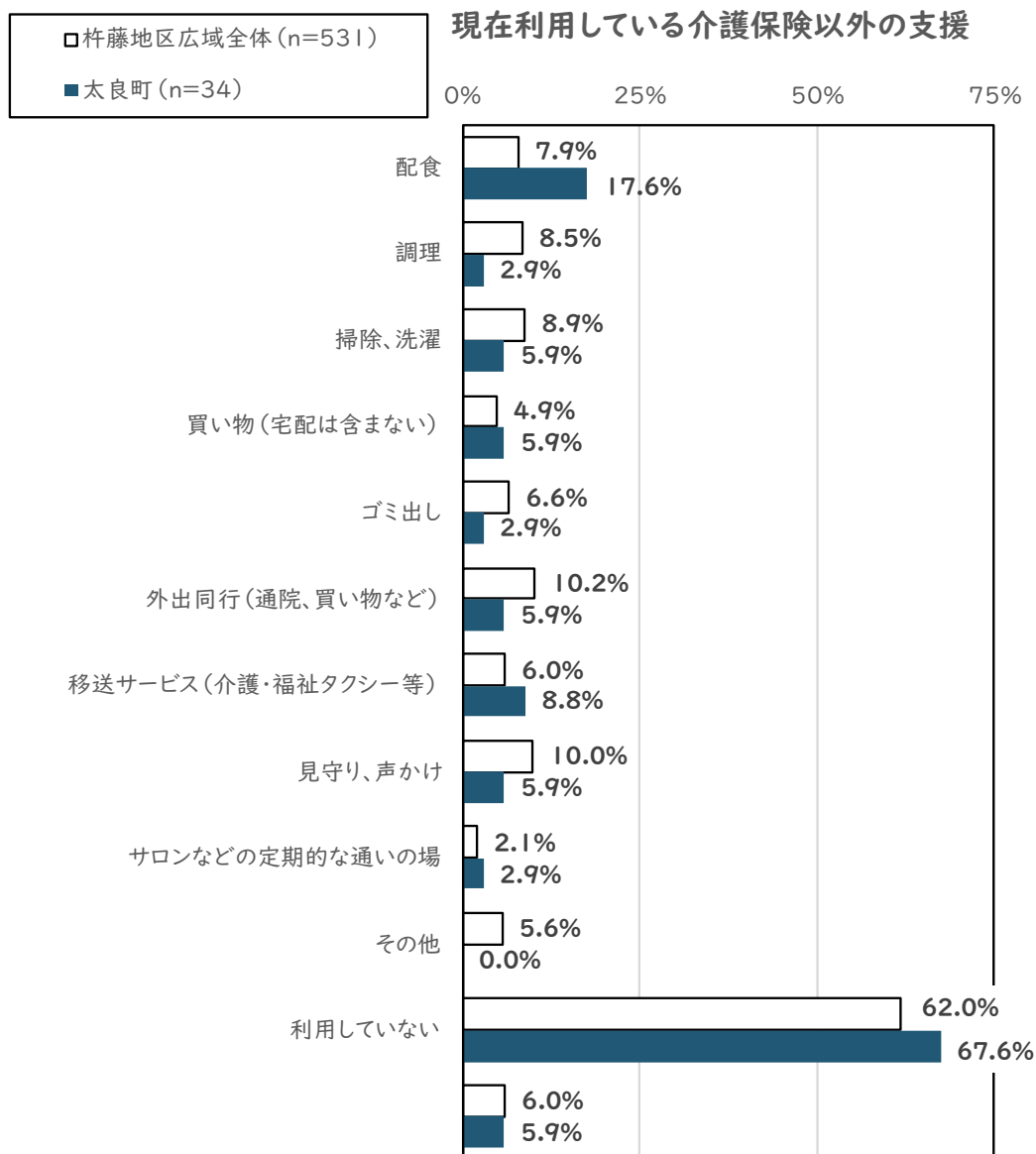
※家族または親族に介護者がいる方のみ

主な介護者の年齢は、“60代”が33.3%で最も多く、次いで“80歳以上”が23.3%、“70代”が20.0%となっており老老介護の傾向が高い状況となっています。



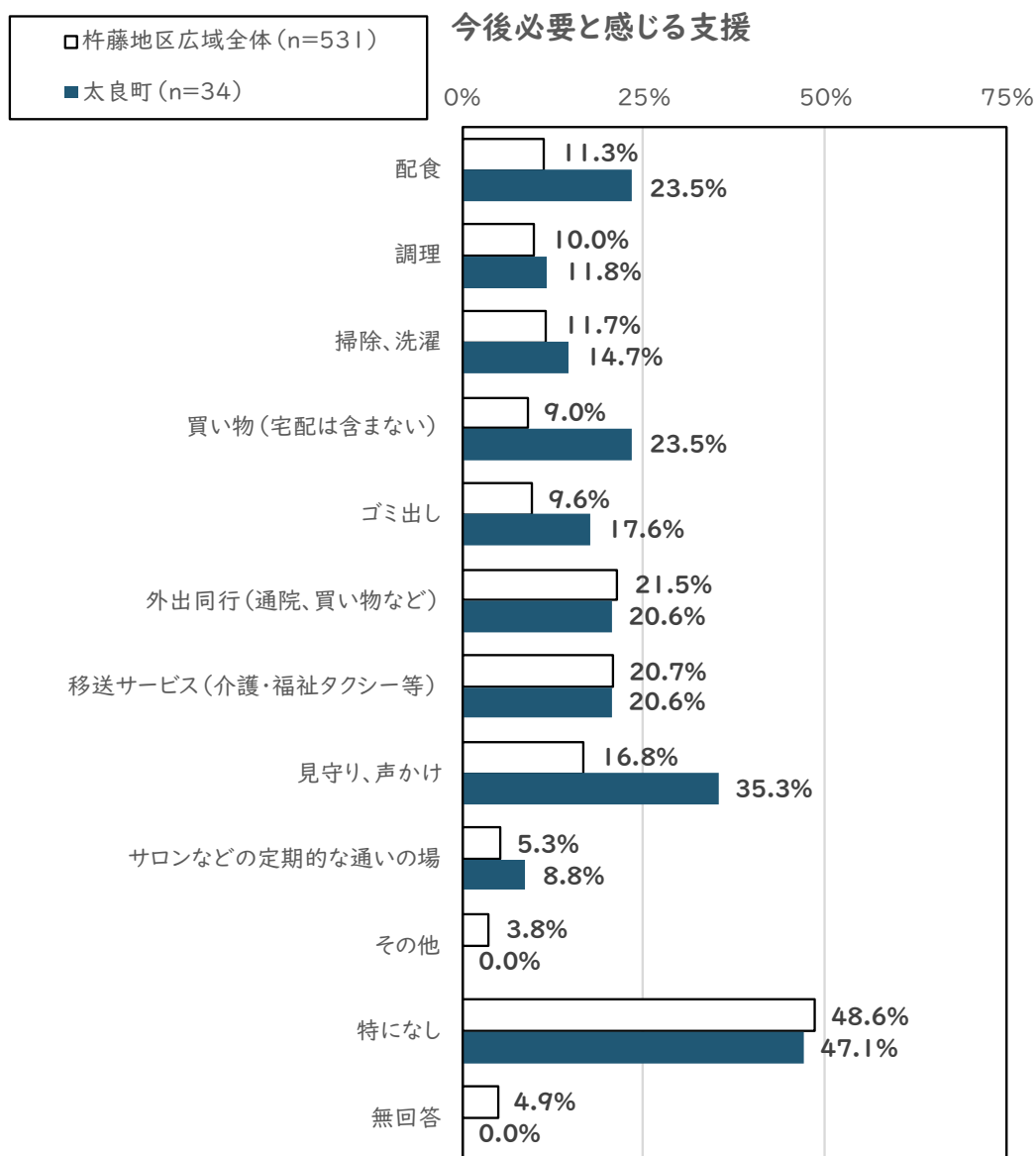
#### ④現在利用している介護保険以外の支援

介護保険以外で利用中の支援については、“利用していない”が67.6%で最も多く、次いで“配食”が17.6%となっています。



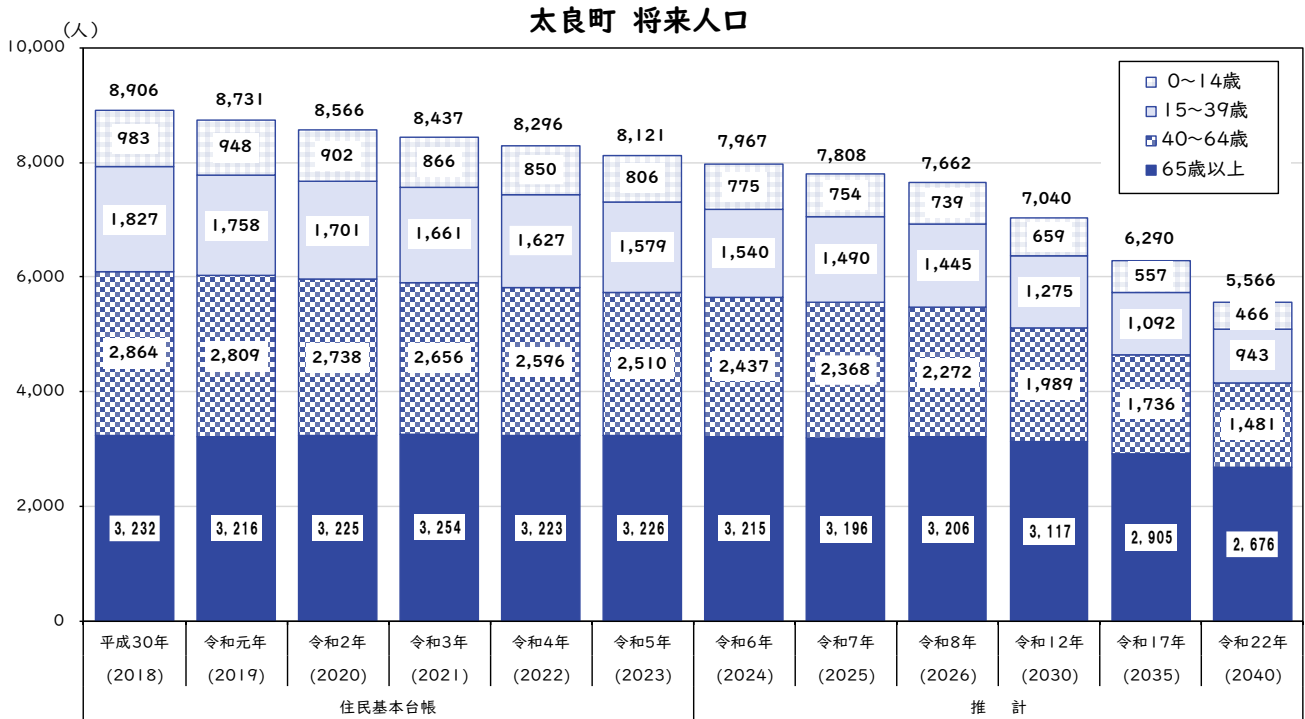
### ⑤今後必要と感じる支援

今後必要と感じる支援（介護保険以外）としては、“特になし”が47.1%で最も多く、次いで“見守り、声かけ”が35.3%、“配食”及び“買い物（宅配は含まない）”がいずれも23.5%となっています。



### 3 将来人口の見通し

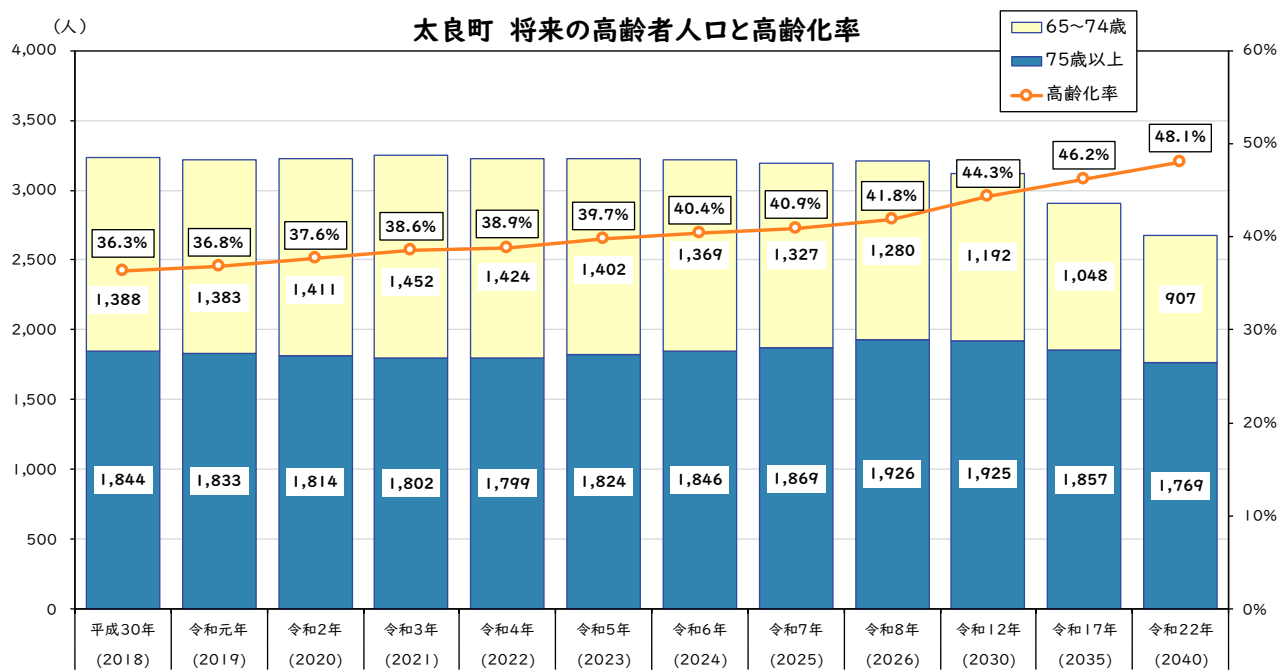
本町の将来人口については、令和5(2023)年の8,121人から今後も減少傾向で推移し、令和8(2026)年には7,662人にまで減少、さらに令和22(2040)年には5,566人にまで減少することが見込まれます。



人口	住民基本台帳						推 計					
	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和6年(2024)	令和7年(2025)	令和8年(2026)	令和12年(2030)	令和17年(2035)	令和22年(2040)
総数	8,906	8,731	8,566	8,437	8,296	8,121	7,967	7,808	7,662	7,040	6,290	5,566
0~14歳	983	948	902	866	850	806	775	754	739	659	557	466
15~39歳	1,827	1,758	1,701	1,661	1,627	1,579	1,540	1,490	1,445	1,275	1,092	943
40~64歳	2,864	2,809	2,738	2,656	2,596	2,510	2,437	2,368	2,272	1,989	1,736	1,481
65歳以上	3,232	3,216	3,225	3,254	3,223	3,226	3,215	3,196	3,206	3,117	2,905	2,676
65~74歳	1,388	1,383	1,411	1,452	1,424	1,402	1,369	1,327	1,280	1,192	1,048	907
65~69歳	789	756	727	687	647	647	640	623	625	597	478	447
70~74歳	599	627	684	765	777	755	729	704	655	595	570	460
75歳以上	1,844	1,833	1,814	1,802	1,799	1,824	1,846	1,869	1,926	1,925	1,857	1,769
75~79歳	588	591	554	520	541	562	585	636	713	652	546	526
80~84歳	566	557	548	537	513	502	505	476	454	550	555	462
85~89歳	418	406	399	418	422	429	433	416	405	359	416	415
90歳以上	272	279	313	327	323	331	323	341	354	364	340	366
高齢化率	36.3%	36.8%	37.6%	38.6%	38.9%	39.7%	40.4%	40.9%	41.8%	44.3%	46.2%	48.1%

高齢者人口については、令和5(2023)年の3,226人から本計画期間である令和8(2026)年までは3,200人前後で比較的安定的に推移しますが、令和12(2030)年には3,117人にまで減少、その後も令和17(2035)年には2,905人、令和22(2040)年には2,676人と減少が続くことが想定されます。

高齢化率については、本計画期間を含め増加の一途を辿り、令和5(2023)年の39.7%から、令和12(2030)年には44.3%にまで増加、その後も令和17(2035)年には46.2%、令和22(2040)年には48.1%と増加が続くことが想定されます。



資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

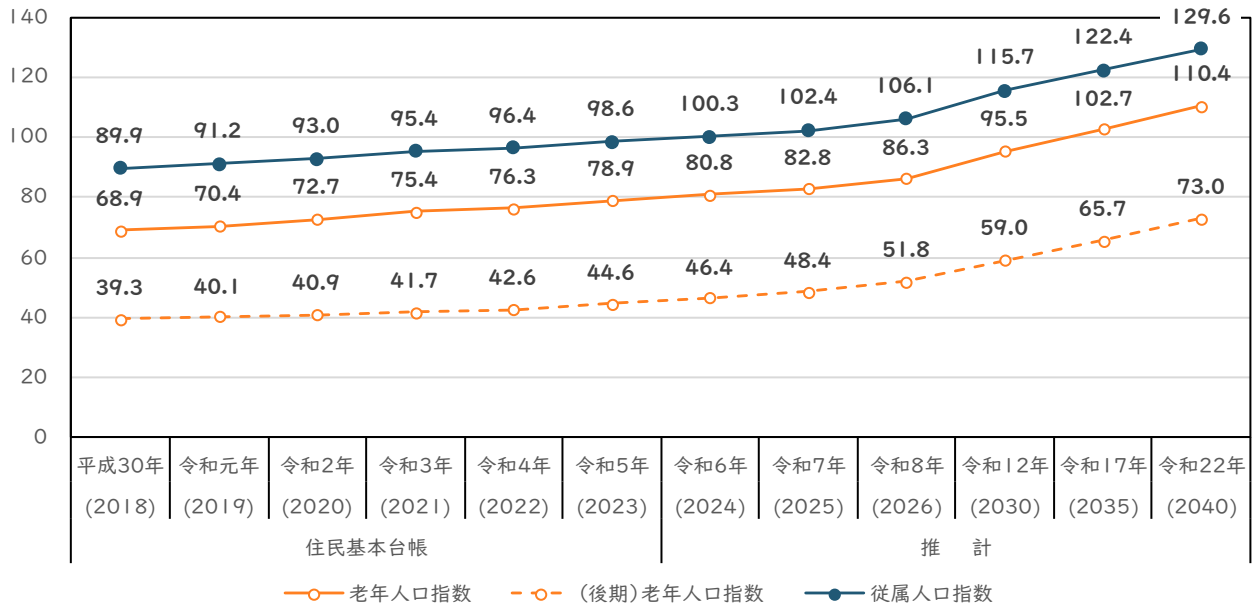
高齢者人口うち、前期高齢者(65~74歳)については令和3(2021)年の1,452人をピークに減少しており、今後も減少の一途を辿り令和22(2040)年には907人にまで減少する見込みであるのに対し、後期高齢者(75歳以上)については、令和5(2023)年の1,824人から令和8(2026)年には1,926人に増加した後、緩やかに減少し、令和22(2040)年には1,769人となる見込みです。

こうした結果として、高齢者人口に占める後期高齢者の割合は、令和5(2023)年の56.5%から令和22(2040)年には66.1%にまで増加することが予測されます。

高齢者人口	住民基本台帳						推計					
	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和6年(2024)	令和7年(2025)	令和8年(2026)	令和12年(2030)	令和17年(2035)	令和22年(2040)
65歳以上	3,232	3,216	3,225	3,254	3,223	3,226	3,215	3,196	3,206	3,117	2,905	2,676
65~74歳	1,388	1,383	1,411	1,452	1,424	1,402	1,369	1,327	1,280	1,192	1,048	907
75歳以上	1,844	1,833	1,814	1,802	1,799	1,824	1,846	1,869	1,926	1,925	1,857	1,769
65歳以上	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
65~74歳	42.9%	43.0%	43.8%	44.6%	44.2%	43.5%	42.6%	41.5%	39.9%	38.2%	36.1%	33.9%
75歳以上	57.1%	57.0%	56.2%	55.4%	55.8%	56.5%	57.4%	58.5%	60.1%	61.8%	63.9%	66.1%

〈参考〉

老年人口指数等の推移



人口	住民基本台帳						推計					
	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)
A 総数	8,906	8,731	8,566	8,437	8,296	8,121	7,967	7,808	7,662	7,040	6,290	5,566
B 年少人口(0~14歳)	983	948	902	866	850	806	775	754	739	659	557	466
C 生産年齢人口(15~64歳)	4,691	4,567	4,439	4,317	4,223	4,089	3,977	3,858	3,717	3,264	2,828	2,424
D 老年人口(65歳以上)	3,232	3,216	3,225	3,254	3,223	3,226	3,215	3,196	3,206	3,117	2,905	2,676
E 前期高齢者(65~74歳)	1,388	1,383	1,411	1,452	1,424	1,402	1,369	1,327	1,280	1,192	1,048	907
F 後期高齢者(75歳以上)	1,844	1,833	1,814	1,802	1,799	1,824	1,846	1,869	1,926	1,925	1,857	1,769
D/C×100 老年人口指数	68.9	70.4	72.7	75.4	76.3	78.9	80.8	82.8	86.3	95.5	102.7	110.4
F/C×100 (後期)老年人口指数	39.3	40.1	40.9	41.7	42.6	44.6	46.4	48.4	51.8	59.0	65.7	73.0
(B+D)/C×100 従属人口指数	89.9	91.2	93.0	95.4	96.4	98.6	100.3	102.4	106.1	115.7	122.4	129.6

※老年人口指数・・・生産年齢人口に対する老年人口の割合であり、生産年齢人口100人に対し、社会的・経済的な面で支えなければならない老年人口が何人になるかを示す指数。

# 第3章 高齢者福祉の基本的な考え方

## 1 高齢者福祉の将来像

本町の目指す“高齢者福祉の将来像”については、次のように設定します。

### 《高齢者福祉の将来像》

**高齢者が自分らしく安心して  
いきいきと暮らせる支えあいのまち**

高齢者が住み慣れた身近な地域の支えあいの仕組み・絆によって、生涯にわたって自分らしく安心して暮らせるとともに、誰もが生きがいと役割をもっていきいきと地域社会に参画できるまちづくりを目指します。

## 2 高齢者福祉の基本目標

“高齢者福祉の将来像”の実現に向けた基本目標について、次の3つの基本目標を設定します。ただし、それぞれの基本目標の実現に向けて、計画課題等を踏まえるとともに、中長期的観点も視野に入れながら、取り組んでいくものとします。

### 基本目標1

**高齢者が  
安心して暮らせる  
仕組みづくり**

### 基本目標2

**高齢者が  
いきいきと暮らせる  
環境づくり**

### 基本目標3

**高齢者が  
自分の将来を考え  
意思を表出できる  
社会づくり**

## 基本目標1 高齢者が安心して暮らせる仕組みづくり

高齢者一人ひとりが活動的で生きがいのある生活や人生を送るには、健康づくりの自己管理等に加えて、介護予防に対する取り組みも重要になってきます。

そこで、高齢者の主体的な介護予防への取り組みを支援するとともに、住み慣れた地域でいつまでも安心して自立した生活ができるよう、様々な生活支援サービスの提供・充実を図っていきます。

また、地域における安心と支えあいの仕組みである地域包括ケアシステムのさらなる推進を目指すこと、地域包括支援センターの機能強化を図ること、地域の支えあいの担い手づくりにも取り組んでいくこととします。

## 基本目標2 高齢者がいきいきと暮らせる環境づくり

高齢者になっても、誰もがそれぞれの知識・経験や興味を活かしながら役割を担うことのできる、活力と笑顔あふれる地域社会を築くためには、高齢者一人ひとりが生きがいを持ち、高齢者自身が積極的な参加と活躍の場が提供できる環境づくり・地域づくりが重要になってきます。

こうした観点から、本計画において、老人クラブ活動のより一層の活性化等を通じた生きがいづくりの支援に取り組むとともに、認知症高齢者への支援や高齢者の権利擁護に取り組み、高齢者の誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

## 基本目標3 高齢者が自分の将来を考え意思を表出できる社会づくり

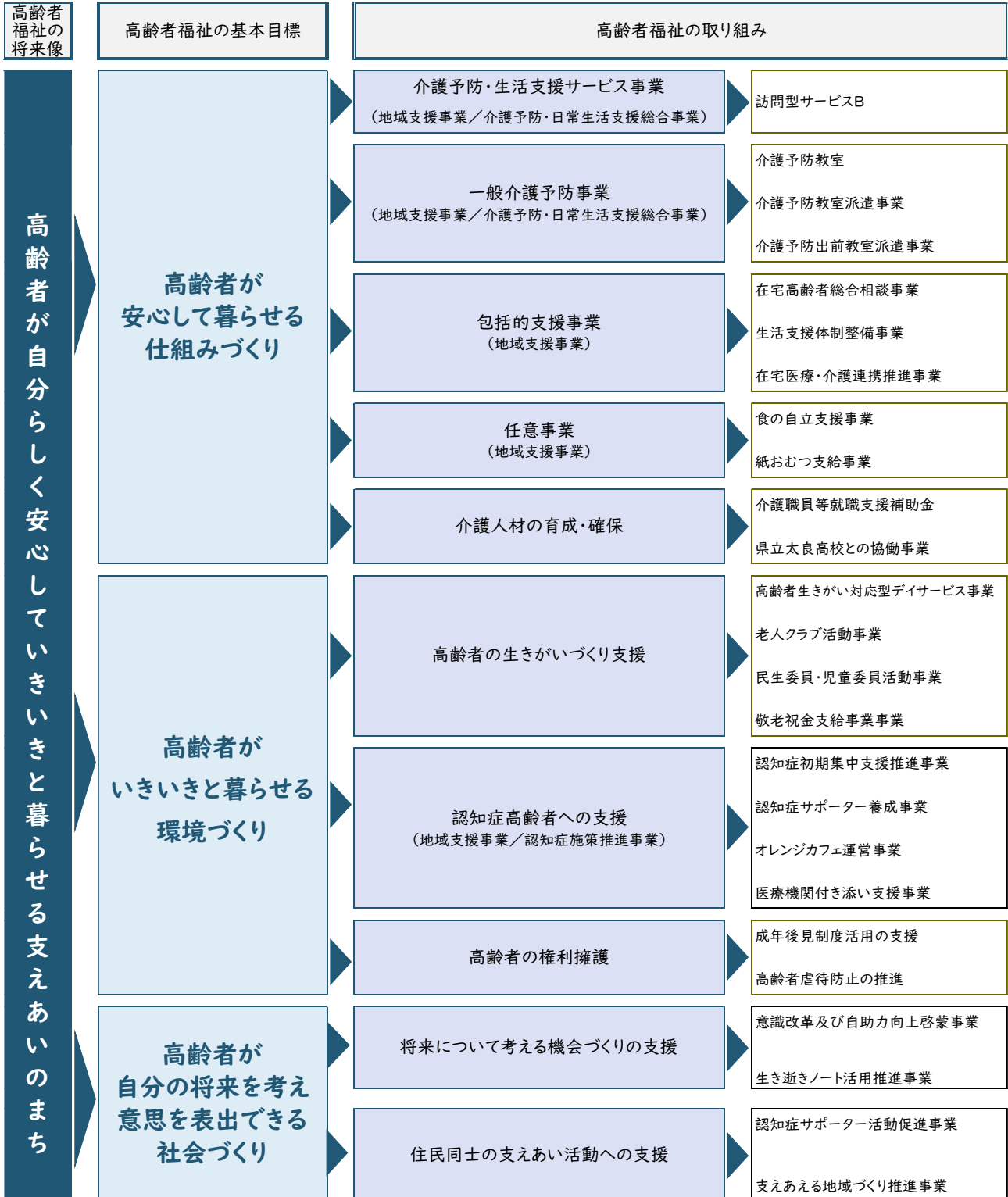
高齢者自身が、判断能力の有無に関わらず、自分の将来について考え、意思を表出できる社会にすることの重要性が高まっています。そのためには、高齢者自身が将来について関心をもち、さまざまな選択肢があることを知っておく必要があります。

また、今後は医療や福祉の人材が不足することが予測されていることから、必要なサービスを提供できない可能性が懸念されています。

こうした状況に備えるため、自助力・互助力の向上、健康増進、知識習得等の意識改革の取り組みを推進し、高齢者自身が自分の将来を考え、意思を表出できる社会の実現を目指します。

### 3 高齢者福祉の施策体系

本町の“高齢者福祉の将来像”とその実現に向けた基本目標に基づく高齢者福祉の施策体系については、次のとおりです。



## 4 太良町地域包括ケアシステムの機能と整備時期

### 太良町地域包括ケアシステムの推進

カテゴリー	機能	基本エリア			整備時期		
		広域	町	地区	整備済	~2026年	~2029年
地域包括ケア	地域包括ケアシステムの主な対象者の把握と見込み		○		○		
	地域包括ケアシステムの構築に向けた指標・目標の設定		○		○		
	地域包括ケアシステムの目指す将来像や方針・目標の周知	○	○		○		
	地域包括ケアシステムの構築について評価する組織の設置		○		○		
	地域ケア会議による地域課題の抽出		○		○	充実	
	地域のインフォーマルなサービスも含め介護保険・保険外のサービスの把握と情報提供		○		○		
介護予防	一般高齢者も利用可能な介護予防の場・サービスの整備	○	○		○		
	一般高齢者も利用可能な住民主体の介護予防の場・サービスの整備		○	○	○		
	介護予防対象者を網羅的に把握するための取り組み	○	○		○		
	ニーズに合わせた介護予防の実施		○		○		
生活支援	多様なサービス主体間の情報共有・連携強化の場として協議体の設置		○		○		
	生活支援を担うボランティアの養成		○		○		
	高齢者の移動支援の取り組み		○		○		
	ひとり暮らし高齢者への見守り・声かけ等の取り組み		○	○	○		
認知症支援	チームオレンジさらへの支援		○		○	充実	
	認知症の本人・家族への支援		○		○		
	オレンジカフェ(認知症カフェ)の充実		○		○		
	認知症を正しく理解してもらうための啓発活動		○		○		
住まい	住宅マスタープランへの介護保険事業計画との関連性や高齢者向け住宅の記載	○			○		
介護サービス	地域密着型サービスの計画的整備	○			○		
	統合的にケアを提供する中核的サービス(小規模多機能等)の整備	○			○		
	施設サービスの計画的整備	○			○		
	介護人材の育成・確保に関する取り組み		○		○		
在宅医療・介護連携	ネットワーク構築、情報共有を行う協議会等の設置	○	○		○		
	太良町生き生きノートの普及啓発と活用		○		○	充実	
	多職種による事例検討や合同研修の実施	○	○		○		
	在宅医療に関する地域住民への啓発活動		○		○		

# 第4章 高齢者福祉の取り組み

## I 高齢者が安心して暮らせる仕組みづくり

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業（地域支援事業／介護予防・日常生活支援総合事業）

#### ①訪問型サービスB

##### 〈取り組み内容〉

介護保険の認定が非該当で事業対象者となった方や要支援者の方を対象に自宅の掃除や買い物等の支援を、太良町の研修を受けた活動者が支援を行います。

活動者を増やすことで、利用者のニーズに合ったマッチングを高めることで、高齢者を地域で支える仕組みづくりを推進します。

##### 〈取り組み指標〉

指標		実績			計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
支え合い活動の研修 修了者数	人	13	7	5	5	10	15
訪問型サービスB型 利用者数	人	2	2	3	5	10	15

### (2) 一般介護予防事業（地域支援事業／介護予防・日常生活支援総合事業）

#### ①介護予防教室

##### 〈取り組み内容〉

町内のおおむね 65 歳以上の高齢者を対象として、さまざまな介護予防教室を実施します。

・絵手紙教室      ・童謡を歌おう会      ・筋力アップ教室      ・男の料理教室  
・写真教室      ・脳の健康教室      ・水彩画教室      など

〈取り組み指標〉

指標		実績			計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
筋力アップ教室の 開催	回	137	133	142	135	135	135
脳健康教室の 開催	回	101	84	95	85	85	85
リハビリテーション 専門職の派遣	回	0	0	0	2	2	2

②介護予防教室派遣事業

〈取り組み内容〉

理学療法士や作業療法士を総合福祉保健センターへ講師として派遣し、介護予防教室を実施します。

〈取り組み指標〉

指標		実績			計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
生きがいデイサービス における運動教室	回	20	20	48	48	48	48
生きがいデイサービス における認知症予 防教室	回	25	23	48	48	48	48

③介護予防出前教室派遣事業

〈取り組み内容〉

各地区の公民館等に理学療法士等を講師として派遣し、介護予防教室を実施します。

〈取り組み指標〉

指標		実績			計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
各地区サロン等への 出前介護予防教室	回	1	0	1	10	10	10

### (3) 包括的支援事業（地域支援事業）

#### ①在宅高齢者総合相談事業

##### 〈取り組み内容〉

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるように、心身の状況や生活の実態、必要な支援等を把握し、適切な保健・医療・福祉サービスの利用につなげる相談を、地域包括支援センター、町内 4 事業所（太良町社会福祉協議会・居宅介護支援事業所ふるさとの森・町立太良病院居宅介護支援事業所・光風荘居宅介護支援事業所）で受け付けています。

##### 〈取り組み指標〉

指 標		実 績			計 画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
相談件数	件	180	230	285	370	370	370

#### ②生活支援体制整備事業

##### 〈取り組み内容〉

高齢者が住み慣れた地域で、安心した生活を続けられるように、地域づくりを行い、介護予防活動に取り組むことにより、健康的で自立した高齢者を増やすことを目指します。

人口減少が進むなか、必要なサービス提供が受けられなくなる社会を想像し、自助力向上・互助力向上を目指し、地域で支え合う協議を重ねていきます。また、解決すべき地域課題の優先順位を把握するため、令和 5 年度に実施した町民向けアンケートの結果を分析し、地域包括ケアシステムのさらなる推進を図ります。

##### 〈取り組み指標〉

指 標		実 績			計 画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
協議体の設置	件	2	2	2	3	4	5

#### ③在宅医療・介護連携推進事業

##### 〈取り組み内容〉

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進します。

〈取り組み指標〉

指 標		実 績			計 画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
公開講座やシンポジウムの開催	回	0	1	1	1	1	1
在宅医療介護連携多職種協働研修会の開催	回	0	1	1	1	1	1

(4) 任意事業(地域支援事業)

①食の自立支援事業

〈取り組み内容〉

調理が困難な高齢者に対し、定期的に居宅を訪問し、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに利用者の安否確認を行っています。なお、月曜日から土曜日までの週6日間の昼食及び夕食の1日2食のサービスとなっています。

〈取り組み指標〉

指 標		実 績			計 画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
配食サービス年間登録利用者数	人	42	53	60	65	65	65
配食サービス年間配食数	食	16,040	15,809	18,600	18,000	18,000	18,000

②紙おむつ支給事業

〈取り組み内容〉

常時、紙おむつが必要な高齢者に対して、経済的負担の軽減を図るため、紙おむつや尿取りパットを支給しています。なお、支給条件は常時失禁状態にある在宅の高齢者で、要介護2以上かつ住民税所得割非課税世帯となります。

### 〈取り組み指標〉

指 標		実 績			計 画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
紙おむつ支給人員	人	22	19	24	25	25	25
紙おむつ支給給付券	枚	1,126	1,025	1,165	1,200	1,200	1,200

## (5) 介護人材の育成・確保

### ①介護職員等就職支援補助金

#### 〈取り組み内容〉

安定した介護サービスの提供を図るため、町内の介護事業所・施設等に介護職員等として新たに就職した方を対象とする「就職支援補助金」の交付を実施しています。

これにより、町内の介護事業所・施設等が、現在のサービス規模が維持できるように、人材確保を支援します。

### ②県立太良高校との協働事業

#### 〈取り組み内容〉

医療や福祉分野への人材確保のためには、若い世代にそれぞれの現場を知ってもらうことが重要となります。そこで、町内の事業者と県立太良高校で協働し、高校生が医療や福祉の現場を体験する機会の仕組みづくりを行います。



## 2 高齢者がいきいきと暮らせる環境づくり

### (1) 高齢者の生きがいつくり支援

#### ① 高齢者生きがい対応型デイサービス事業

##### 〈取り組み内容〉

家に閉じこもりがちな高齢者に対し、生きがい対策として総合福祉保健センターへの通所を促すため、各種サービス（健康状態の確認、給食サービス、入浴サービス、趣味活動、生きがい活動、バスでの送迎等）を提供しています。これにより、社会的孤立感の解消を図るとともに、心身機能の維持向上につなげていきます。

##### 〈取り組み指標〉

指標		実績			計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
年間延べ利用者数	人	1,250	1,347	1,480	1,300	1,300	1,300

#### ② 老人クラブ活動事業

##### 〈取り組み内容〉

老人クラブは、地域ごとの多様な自主活動を基盤として、健康づくりを進める運動や各種レクリエーションによる会員自身の楽しみや生きがいつくりなど幅広い活動が行われています。

こうした老人クラブ活動を支援するとともに、高齢者が地域住民と積極的に交流していく機会の充実を図ります。

また、閉じこもりがちな一人暮らし高齢者が外出するきっかけづくりや、元気な高齢者が、一人暮らしや介護を必要とする高齢者を訪問し、話し相手をする援助を行っています。

##### 〈取り組み指標〉

指標		実績			計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
老人クラブ	クラブ	20	19	19	19	19	19
老人クラブ会員	人	503	425	429	430	430	430

### ③ 民生委員・児童委員活動事業

#### 〈取り組み内容〉

民生委員・児童委員の定員は 29 人（うち主任児童委員は 2 人）で、地域住民の健康や福祉に関する相談相手として重要な役割を果たしています。

#### 〈取り組み指標〉

指標		実績			計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
民生委員相談件数	件	563	377	—	300	300	300
児童委員相談件数	件	4	10	—	10	10	10
民生委員・児童委員数	人	29	29	29	29	29	29

### ④ 敬老祝金支給事業

#### 〈取り組み内容〉

太良町に居住する高齢者に対し、その長寿を祝福し、祝金を支給しています。また、100 歳を迎える方々へさらなる長寿を祈念し、表敬訪問を実施しています。

#### 〈取り組み指標〉

指標		実績			計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
敬老祝金支給対象者	人	766	794	791	800	800	800

## (2) 認知症高齢者への支援（地域支援事業／認知症施策推進事業）

### ① 認知症初期集中支援推進事業

#### 〈取り組み内容〉

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の本人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置しています。

認知症初期集中支援チームは、医療法人財団友朋会嬉野温泉病院内にあり、認知症専門医や保健師等の専門職で構成されています。医療や介護サービスの利用につながるよう、本人や家族のニーズ等に応じて相談支援を実施しています。

〈取り組み指標〉

指標		実績			計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
相談・支援件数	件	4	1	0	7	7	7

②認知症サポーター養成事業

〈取り組み内容〉

地区サロンや老人会等から認知症サポーター養成講座の依頼を受け、講座を開催しています。

また、認知症に関する正しい知識や支援方法を学び、地域で認知症の方やその家族を見守ることができるよう、サポーターを養成します。

〈取り組み指標〉

指標		実績			計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
認知症サポーター養成講座	回	4	12	15	20	20	20

③オレンジカフェ運営事業

〈取り組み内容〉

チームオレンジたらは認知症サポーター養成講座を受講され、認知症に関するボランティア活動を行うチームであり、認知症の方へ見守りや傾聴等の支援を実施しています。

オレンジカフェ(認知症カフェ)は、チームオレンジたらにより2か所で運営しています。なお、カフェでは、認知症の有無にかかわらず、地域の集える場所としての機能や、町内の高齢者支援に関わる方々がチームオレンジたらとの情報共有の場所としても機能しています。

〈取り組み指標〉

指標		実績			計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
オレンジカフェ延べ利用者	人	141	109	800	800	800	800
出張オレンジカフェ	回	—	—	—	3	3	3

#### ④医療機関付き添い支援事業

##### 〈取り組み内容〉

認知症等により公共交通機関の利用ができず、医療機関を受診できない方に対して、送迎・院内の移動や窓口対応の支援が提供できるよう、体制づくりを行います。

### (3) 高齢者の権利擁護

#### ①成年後見制度活用の支援

##### 〈取り組み内容〉

判断能力が不十分な高齢者、知的障害者、精神障害者等の要支援者を対象とし、要支援者の権利擁護を図るための成年後見制度の啓発並びに活用を推進します。

特に、専門職向けの研修会を実施することで、成年後見制度の利用しやすい環境づくりを目指します。

##### 〈取り組み指標〉

指標		実績			計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
成年後見制度研修会	回	0	1	0	1	1	1

#### ②高齢者虐待防止の推進

##### 〈取り組み内容〉

高齢者の尊厳や権利を守るため、高齢者や養護者支援について佐賀県社会福祉士会の虐待対応専門チームと協力し対応をしています。

また、早期発見及び介入を行うことができるよう、町内の各事業所等と連携しています。

##### 〈取り組み指標〉

指標		実績			計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
高齢者虐待防止研修会	回	1	0	1	1	1	1

### 3 高齢者が自分の将来を考え意思を表出できる社会づくり

#### (1) 将来について考える機会づくりの支援

##### ①意識改革及び自助力向上啓蒙事業

###### 〈取り組み内容〉

住民の未来に備える意識と自助力の向上を促すため、コーディネーターを地域に派遣し、「太良町で暮らすこと」を題材とした講座を実施し、啓蒙を図っていきます。

###### 〈取り組み指標〉

指標		実績			計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
講座受講者延べ数	人	-	-	250	150	150	150

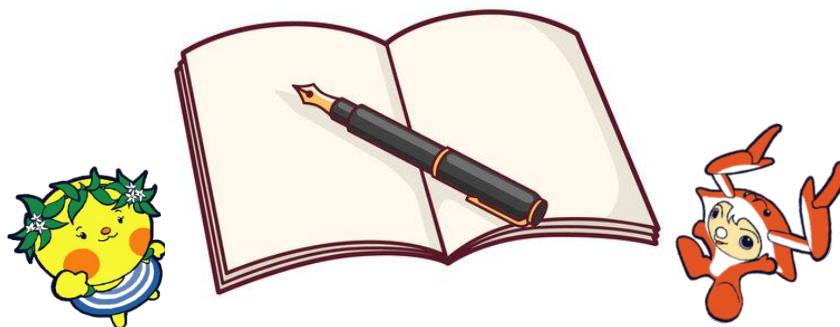
##### ②生き逝きノート活用推進事業

###### 〈取り組み内容〉

太良町独自に作成した「生き逝きノート」を活用し、尊厳のある最期を迎えることについて学び・考える機会を作ります。

###### 〈取り組み指標〉

指標		実績			計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
生き逝きノートを活用した住民向け勉強会の開催	回	-	-	-	2	3	4



## (2) 住民同士の支えあい活動への支援

### ① 認知症サポーター活動促進事業

#### 〈取り組み内容〉

ボランティアチーム「チームオレンジたら」の活動に賛同される方々の育成及び協力者の拡大を推進します。

#### 〈取り組み指標〉

指標		実績			計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
チームオレンジたら 協力者数	人	-	-	18	19	20	21

### ② 支えあえる地域づくり推進事業

#### 〈取り組み内容〉

コーディネーターを地域に派遣し、単位老人クラブや高齢者の地域サロンを起点とした支えあいのできる仕組みづくりの支援を行います。

また、福祉活動への意欲が高い高齢者を、生活支援活動員として活躍できる環境づくりを行います。

#### 〈取り組み指標〉

指標		実績			計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
支援地区数	地区	-	-	3	3	4	5
高齢者の生活支援 活動員の育成	人	-	-	-	2	5	5

## I 太良町高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者が住み慣れた地域で支え合い、自分らしく自立した生活ができるまちづくりを推進するため、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づき、高齢者福祉に関する計画を策定するため、太良町高齢者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、総合的な高齢者支援政策の計画策定に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げるものから8名以内で組織する。

- (1) 老人福祉関係団体の代表者
- (2) 社会福祉協議会の代表者
- (3) 老人福祉施設等の関係者
- (4) 民生委員・児童委員協議会の代表者
- (5) 知識経験者
- (6) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、会長が議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

4 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、町民福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 2 太良町高齢者福祉計画策定委員会 委員名簿

	氏名	要綱上の分類
会長	陣内 碩泰	老人福祉関係団体の代表者
副会長	合浦 善哉	民生委員・児童委員協議会の代表者
委員	中村 秀貴	社会福祉協議会の代表者
	米田 則幸	社会福祉施設等の関係者
	西村 節子	公募によるもの
	福田 里美	知識経験者

## 3 計画策定の経緯

実施年月日	概要
令和5年11月24日	第1回太良町高齢者福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者福祉計画の概要について</li> <li>・太良町の現状等について</li> <li>・太良町高齢者福祉計画 2026 策定スケジュールについて</li> </ul>
令和6年2月6日	第2回太良町高齢者福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・太良町高齢者福祉計画 2026(案)について</li> <li>・パブリックコメントの実施について</li> </ul>
令和6年2月20日 ～令和6年3月4日	太良町高齢者福祉計画 2026(案)のパブリックコメントの実施
令和6年3月18日	第3回太良町高齢者福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの実施結果について</li> <li>・太良町高齢者福祉計画 2026(最終案)について</li> </ul>

## 太良町高齢者福祉計画 2026

発行日:令和6(2024)年3月

発行者:太良町 町民福祉課

住 所:〒849-1698 佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地6

T E L:0954-67-0718 F A X:0954-67-2103